

( 仮 称 ) 三 十 三 間 山 風 力 発 電 事 業  
環 境 影 響 評 価 方 法 書 に つ い て の  
意 見 の 概 要 と 事 業 者 の 見 解

令 和 5 年 12 月

株 式 会 社 ジ ャ パ ン ウ ィ ン ド エ ン ジ ニ ア リ ン グ



# 目次

|   |   |
|---|---|
| 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 .....                                | 1 |
| 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 .....                                 | 1 |
| (1) 公告の日 .....  | 1 |
| (2) 公告の方法 .....   | 1 |
| (3) 縦覧場所 .....  | 2 |
| (4) 縦覧期間 .....  | 2 |
| (5) 縦覧回数 .....  | 2 |
| 2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催 .....                             | 3 |
| (1) 公告の日及び公告方法 .....                                      | 3 |
| (2) 開催日時、開催場所及び来場者数 .....                                 | 3 |
| 3. 環境影響評価方法書についての意見の把握 .....                              | 4 |
| (1) 意見書の提出期間 .....  | 4 |
| (2) 意見書の提出方法 .....  | 4 |
| (3) 意見書の提出状況 .....  | 4 |
| 第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解 ..... | 5 |



## 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

#### (1) 公告の日

令和5年9月14日（木）

#### (2) 公告の方法

##### ① 日刊新聞紙による公告

[ 別紙1参照 ]

令和5年9月14日（木）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・福井新聞（日刊）
- ・中日新聞（滋賀県版）（日刊）
- ・京都新聞（滋賀県版）（日刊）

また、上記の公告に加え、若狭町、美浜町及び高島市内で配布される14日付の日刊の各紙新聞紙への折り込みチラシを入れた。

※令和5年9月21日（木）、9月22日（金）、9月23日（土）に開催する説明会についての公告を含む。

##### ② 広報による公告

[ 別紙2参照 ]

下記の広報に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報わかさ（令和5年9月号 No.221）
- ・広報みはま（令和5年9月号 No.632）

##### ③ インターネットによるお知らせ

[ 別紙3参照 ]

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

- ・滋賀県のウェブサイト  
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/kankyou/304581.html>
- ・若狭町のウェブサイト  
<https://www.town.fukui-wakasa.lg.jp/soshiki/kankyoanzenka/gyomuannai/4/2463.html>
- ・当社 ウェブサイト  
<https://jwe.co.jp/>

### (3) 縦覧場所

地方公共団体庁舎等 11 か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

#### ① 地方公共団体庁舎

- |                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| ・ 福井県エネルギー環境部環境政策課     | : 福井県福井市大手三丁目 17-1    |
| ・ 若狭町役場環境安全課           | : 福井県三方上中郡若狭町中央 1-1   |
| ・ 美浜町役場 1 階            | : 福井県三方郡美浜町郷市 25-25   |
| ・ 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 | : 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号 |
| ・ 滋賀県高島環境事務所           | : 滋賀県高島市今津町今津 1758    |
| ・ 高島市役所環境政策課           | : 滋賀県高島市新旭町北畑 565 番地  |
| ・ 高島市役所今津支所            | : 滋賀県高島市今津町弘川 204-1   |
| ・ 高島市役所マキノ支所           | : 滋賀県高島市マキノ町沢 1410 番地 |
| ・ 高島市役所朽木支所            | : 滋賀県高島市朽木市場 604 番地   |
| ・ 高島市役所安曇川支所           | : 滋賀県高島市安曇川町田中 89 番地  |
| ・ 高島市役所高島支所            | : 滋賀県高島市勝野 215 番地     |

#### ② インターネットの利用

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

<https://jwe.co.jp/>

### (4) 縦覧期間

令和 5 年 9 月 14 日（木）から令和 5 年 10 月 18 日（水）までとした。

地方公共団体庁舎等は土・日・祝日を除く開庁時とし、インターネットは常時アクセス可能とした。

### (5) 縦覧回数

縦覧者数（意見書箱への投函者数は 69 名）は 69 名であった。

|                       |      |
|-----------------------|------|
| （内訳） 福井県エネルギー環境部環境政策課 | 0 名  |
| 若狭町役場環境安全課            | 67 名 |
| 美浜町役場 1 階             | 0 名  |
| 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室  | 0 名  |
| 滋賀県高島環境事務所            | 0 名  |
| 高島市役所環境政策課            | 0 名  |
| 高島市役所今津支所             | 0 名  |
| 高島市役所マキノ支所            | 0 名  |
| 高島市役所朽木支所             | 1 名  |
| 高島市役所安曇川支所            | 0 名  |
| 高島市役所高島支所             | 0 名  |
| 三十三地区説明会会場            | 1 名  |

## 2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。福井県三方上中郡若狭町新道地区、相田地区及び三十三地区、並びに、滋賀県高島市天増川地区については、各地区長と調整の上、地区の住民を対象に実施した。

### (1) 公告の日及び公告方法

令和5年9月21日（木）、9月22日（金）及び9月23日（土）に開催した説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。また、福井県三方上中郡若狭町新道地区、相田地区及び三十三地区を対象とした説明会については、各地区長と調整の上、回覧板による周知を実施した。滋賀県高島市天増川地区を対象とした説明会については、区長から区の住民に口頭による周知を実施頂いた。

[ 別紙1 参照 ]

### (2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：令和5年9月10日（日）13時00分から13時40分まで
- ・ 開催場所：天増川自治会交流施設（滋賀県高島市今津町天増川162番地）
- ・ 来場者数：4名
  
- ・ 開催日時：令和5年9月21日（木）19時00分から20時10分まで
- ・ 開催場所：美浜町生涯学習センターなびあすコミュニティールーム  
（福井県三方郡美浜町郷市29-3）
- ・ 来場者数：13名
  
- ・ 開催日時：令和5年9月22日（金）19時00分から21時00分まで
- ・ 開催場所：ショッピングセンターレピア 二階レインボーホール  
（福井県三方上中郡若狭町鳥浜60-1）
- ・ 来場者数：53名
  
- ・ 開催日時：令和5年9月23日（土）17時00分から18時30分まで
- ・ 開催場所：今津東コミュニティセンター大ホール（滋賀県高島市今津町中沼1-4-1）
- ・ 来場者数：31名
  
- ・ 開催日時：令和5年9月24日（日）14時00分から15時00分まで
- ・ 開催場所：新道区民センター（福井県三方上中郡若狭町新道56-3）
- ・ 来場者数：15名
  
- ・ 開催日時：令和5年9月24日（日）19時00分から20時00分まで
- ・ 開催場所：相田集落生活改善センター（福井県三方上中郡若狭町相田45-27-1）
- ・ 来場者数：12名
  
- ・ 開催日時：令和5年10月2日（月）19時00分から22時30分まで
- ・ 開催場所：三十三公民館（福井県三方上中郡若狭町井崎第59号24番地）
- ・ 来場者数：73名

### 3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[ 別紙4参照 ]

#### (1) 意見書の提出期間

令和5年9月14日（木）から令和5年11月2日（木）までの間

（縦覧期間及びその後2週間とし、郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

#### (2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

#### (3) 意見書の提出状況

意見書の提出は83通（意見書箱へ投函された意見書は68通、事業者に郵送された意見書は15通）、意見総数は173件であった。なお、同じ内容の意見書が2か所や1か所に投函されていたケースが10件あった。

## 第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は173件であった。なお、意見は原文のままの記載としている。

表 2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

### (意見書 1)

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解   |
|-----|---|--|
| 1   | <p>景観調査地点に生活環境の場として<br/>若狭町田上地区<br/>若狭町安賀里地区<br/>眺望地点として<br/>小浜市久須夜ヶ岳<br/>エンゼルライン展望所を加えて頂きたい。</p> | <p>ご意見を踏まえ、身近な眺望点として、若狭町田上地区及び若狭町安賀里地区を景観調査地点として追加選定いたします。</p> <p>小浜市久須夜ヶ岳及びエンゼルライン展望所については、風力発電機から19 km以上の離隔があります。風力発電機の足元から最上部まで全て見えたとしても垂直視野角は約0.5度であり、快晴もしくは逆光時においてもほぼ見えないとされる大きさであるため、眺望景観への影響は小さいと考え、主要な眺望点に設定しておりません。</p> |
| 2   | <p>・コウノトリの飛来が多いが影響は？</p>  | <p>今後実施する現地調査では、対象事業実施区域及びその周囲における鳥類も対象に実施いたします。ご意見いただきましたコウノトリについても飛翔等について記録を行うこととしております。その飛来状況を踏まえ、適宜、必要な調査等については、検討してまいります。</p>   |
| 3   | <p>・観光産業への影響は？</p>  | <p>関係機関と協議を重ね、観光事業と本事業とが共存可能な計画となるよう引き続き検討してまいります。</p>   |

### (意見書 2～3)

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解   |
|-----|---|--|
| 4   | <p>三十三間山風力発電計画への意見書<br/>風力発電も自然の恵みを利用した発電。それに携わるの方々の想いや技術、日々の御努力には敬意を表しますが、今般の計画は、(株) ジャパンウィンドエンジニアリング御社皆様の折角の技術や想いが上手く生かされていないのではないかと思います。それは風力発電機を設置しようとする場所の選定が明らかに間違っていると思うからです。<br/>そう思う理由と私の意見を次に述べます。</p> <p>※災害の心配<br/>私が居住する■は、三十三間山山頂のほぼ真西山裾です。三方方面にかけての東山は非常に崩れやすい地質土質で過去に度々災害がありました。近年は特に大雨による山崩れが頻発しています。私の住居周辺でも平成にはいつから何回も山崩れがありました。</p> <p>H10. 9. 26 台風による山崩れで、土砂が堤(ため池)に流入。<br/>H11. 8. 14 集中豪雨による山崩れで、谷間が扇状地様になり、堤の半分程が埋まる。<br/>何ヶ所も山崩れや畦畔の損壊があった。<br/>H25. 9. 15 台風による山崩れで、堤に大量の土砂が</p> | <p>再生可能エネルギーの導入は、昨今の異常気象の要因ともされる地球温暖化防止に向けた世界の取組みの一環であり、ご心配の豪雨災害に向けた取り組みにもなっております。皆様のご理解を得られる計画となるよう努めるとともに、本事業の実施によって生じる可能性のある影響は極力低減するよう努めてまいります。</p> <p>また、風力発電所の建設に関連して災害を誘引するようなことにつながるような適切に事業に取り組むことはもちろん、工事にあたっては、可能な限り改変面積が小さくなるよう事業計画を検討いたします。また、管理用道路を取り付けることによりご懸念されているような災害が起きないように、防災上の観点からの協議は環境アセスメント手続きとは別に実施する森林法に基づく手続きの中で、林野庁をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。</p> |

|   |  |  |
|---|--|--|
|   | <p>流入。堤周りの道や水路が断裂。<br/>H26. 8. 18 大雨による濁流で、鱒川取水口から大量の土砂が用水路に流入堆積。</p> <p>最近の異常気象では、何日も降り続く大雨による災害が頻発しており、三十三間山に道路を付けるようなことは以ての外である。絶対に認められません。</p> <p>注) ■部は個人情報のため、伏字としました。</p>   |  |
| 5 | <p>※福井県や若狭町が推進している多面的機能支払交付金の制度では、農地や農村風景の維持・生態系や生物多様性保全再生に配慮した共同活動が求められ、若狭町内でも殆んどの集落が参加しています。遊休農地の発生を防止するため景観植物植栽や在来の水辺の生き物を田んぼや水路で育てたりと熱心に取り組んでいるその頭の上で、根底から生態系をぶち壊す計画が進められていることが残念でなりません。</p> <p>この計画は、即刻中止して下さい。</p>   | <p>今後実施する現地調査においては、動植物を対象とした調査も実施いたします。その結果を踏まえ、工事にあたっては、可能な限り改変面積が小さくなるよう事業計画を検討いたします。また、生態系への影響についても、重大な影響を与えないよう極力低減できる計画を目指してまいります。</p>  |
| 6 | <p>※歴史・文化的価値</p> <p>三十三間山は、元は「日話ヶ嶺」という名でした。二条天皇の御代長寛 2 年 (1164) 後白河法皇の発願により京都に蓮華王院・三十三間堂が建立された時、その一本通しの棟木として、上野村の奥山桂谷から切り出された桂の巨木が使用されたことから、以後「三十三間山」と呼ばれるようになったとのことです。</p> <p>又、南北朝時代までの三十三間山は、若狭側まで全て近江の国波濤寺岩劔神社（現高島市今津町日置神社）の領分で、倉見村能登野村の人々は毎年年貢を納めることで山への立ち入りを認められていました。南北朝時代足利尊氏から山へ軍用金を課せられた岩劔神社は、倉見村能登野村へ年貢の増額を要求してきました。交渉に当たった倉見村の倉見左近は成願寺大坊所蔵の御冷泉天皇御宸翰大般若波羅蜜多經 600 巻を岩劔神社に寄進する代わりに三十三間山の若狭側を譲り受け、観応 2 年 (1351) 以来、關見神社宮山となったということが古文書に記されています。これにより、三十三間山の尾根筋・能登郷を越えて關見神社と岩劔神社を往来する関係が出来たようで、近江坂古道として伝えられています。</p> <p>上記 2 例の外にも「風神さん」をはじめ近在の社寺や集落に伝承されることが多々あり、歴史・文化的にも貴重な価値があります。</p> | <p>三十三間山及び近江坂古道については、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点として設定しております。ご指摘を踏まえた上で、文献資料等により情報収集を行うとともに、利用状況や利用環境等について現地調査を実施いたします。</p> <p>また、風神さん（石塔）についても、未登録文化財の調査地点として設定しておりますので、文献資料等により情報収集を行うとともに、分布状況や現在の状況等について現地調査を実施いたします。</p> <p>なお、公式 HP の情報を踏まえて、対象事業実施区域の周囲に存在する天満社についても、人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点として選定しております。</p> <p>引き続き情報収集に努め、本事業の実施によって生じる可能性のある影響を極力低減するよう検討してまいります。</p> |
| 7 | <p>※自然・景観・地域住民</p> <p>若狭町の豊かな自然や景観は数え上げれば切りがありませんが、中でもリアス式の険しい海岸線と三十三間山に連なる穏やかな山並みの対比が素晴らしいです。三十三間山から湧き出す清流は鱒川の源流として麓の集落を潤し、お米をはじめおいしい農作物を人々にもたらしています。平成 27 年、東京大学により鱒川流域水田の畦畔 80 地点における植物多様性調査が実施されました。平均値が 15 種のところ、倉見区・白屋区・成願寺地区では 34 種以上という特筆すべき出現数でした。これも三十三間山が里地にもたらす恩恵かと思えます。</p> <p>三十三間山の頂きには他山で良く見られるような</p>   | <p>今後実施する現地調査においては、動植物を対象とした調査も実施いたします。その結果を踏まえ、工事にあたっては、可能な限り改変面積が小さくなるよう事業計画を検討いたします。また、景観への影響を極力低減するよう検討するとともに、皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。</p>   |

|   |  |
|---|--|
| <p>社や仏堂が無く自然そのものです。人が通れるだけの登山道しかありません。このこと自体が自慢の出来る山です。地域住民は、毎日のようにこの山を仰いで大自然そのものに手を合わせるような生活をしています。私も朝起きると、東方の三十三間山に向かって手を合わせ大宇宙大自然界の大いなる意識に感謝の祈念をします。</p> <p>「私たち人間が、自然を畏れ敬い自然の恵みに感謝し、自然と共に生きることが出来ますようお導き下さい。すべてのいのちが繋がった大いなるいのちの環を人間の都合で切り刻むことの無いよう厳しくご指導下さい。紛争いが無く、すべてが調和した社会の実現にお力をおかし下さい。日々のご指導、心から感謝します。」</p> <p>地域住民にとって、三十三間山とそれに連なり繋がる自然界は生活の基盤となるものであり、調和された美しい自然は心の安らぎに欠かせないものです。</p> <p>このことをご理解いただき、三十三間山の自然そのままの姿をどうか壊さないで下さい。</p> <p>あなた方の都合で、自然を・いのちの環を切り刻まないで下さい。お願いします。</p> |  |
|---|--|

※同じ内容の意見書が2か所に投函されていたため、意見書2～3として合計2通として集計した。

(意見書4)

| No. | 一般の意見の概要   | 事業者の見解   |
|-----|--|--|
| 8   | <p>一つ質問させていただきます。</p> <p>先日9月22日のレビアレインボーホールにて開催された住民説明会にも参加させていただきました。</p> <p>その際、日本気象協会の方が、環境アセスメントの実施方法等を説明されましたが、景観の評価方法について、現場周辺写真を撮影し、風力発電機を設置した状態のモニタージュ(合成)写真を作成して行うとのことでした。</p> <p>その合成写真をどのような方が、どのような基準で評価されるのかお尋ねします。</p> <p>貴社代表の方が、「人によっては、エコエネルギーに貢献していると誇りに思われる方もいらっしゃるし、山のアクセントにもなって良いとおっしゃる方もおられる」旨の発言をされておりましたが、私は絶対にそうは思えません。</p> <p>現在、山頂に風況観測塔が1本建てられておりますが、あの鉄塔1本に気づいただけでも、相当なショックを受けました。</p> <p>最小でも17基の風力発電機が山の尾根に並んで設置されれば、景観が変わらないはずがありません。</p> <p>生まれたときから三十三間山を仰ぎ見て育った住民の私たちと、町外、県外の方の景観に対する評価では全く違ったものになると思います。</p> <p>あの山が三十三間山と呼ばれる理由はもちろん調べられてご存じと思いますが、その由来の歴史もありますし、みそみ地区の名称、「みそみ小学校」の校名にも使われ、その小学校が今の位置よりもっと山の麓に立地していた旧校舎の時代から、校歌の歌詞</p> | <p>環境影響評価法に基づく環境影響評価とは「事業の実施が環境に及ぼす影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価すること」とされており、事業者が評価することになります。</p> <p>環境影響評価における景観については、見え方によって事業の可否を審査するものではなく、現地調査及びフォトモニタージュ法による予測結果をもとに、環境保全措置を講じることにより、主要な眺望景観への影響が可能な限り低減されているか否かを評価いたします。評価を行う際には、「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)」の「環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握1)」(平成29年)を参考に実施する予定です。</p> <p>なお、環境影響評価(調査、予測及び評価の実施)を行った結果をとりまとめた準備書については、環境保全の見地から県や国の審査を受けることとなります。</p> <p>準備書手続きにおける住民説明会においては、フォトモニタージュを用いた予測結果をお示しし、住民の皆様のご理解を得られるよう、丁寧な説明を心がけます。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>の中に「はすの川辺につどいつつ、三十三間やま仰ぎ」と歌われています。</p> <p>説明会でもある方が、「私たち若狭町民にとっては、正に息吹だ」と言われました。</p> <p>手続きを踏んで進められれば、住民の意見は関係なく、あっても参考程度のものかも知れませんが、町民、特にみそみ地区住民にとっての三十三間山は、日本人にとっての富士山と同じようなものだと思います。</p> <p>みそみ地区に生まれ育った多くの人達は、「風車が立つと山のアクセントになって良い」などとは決して思わないはずです。</p> <p>騒音の計測結果や動植物、野鳥の数の変化は数値で表せるかも知れませんが、景観は数値で表せるのでしょうか？</p> <p>景観評価を誰がどのように実施するのか、非常に気にかかるので教えてください。</p> |  |
|--|--|

(意見書 5)

| No. | 一般の意見の概要   | 事業者の見解   |
|-----|--|--|
| 9   | <p>三十三間山は、山頂や尾根は風衝地で風にたえる形で低木がありました。近年すすき原が大きくなり、シカの食害によるものと思ひ、風力発電の建設により人の手が加わり再生することも良い事かと思っていました。</p> <p>建設される風車が 180m の高さということで、騒音の問題は低くなるが、180m 上空の風について調査はしないのでしょうか？地上、10m と 180m では大きな違いがあると思ひます。</p> | <p>風況観測塔では測定できない上空の風を測定するため、ライダーと呼ばれる風況観測機器を設置しており、観測を行っています。</p>  |
| 10  | <p>近年、台風は大型化している上、台風のコースも変わりつつあります。今まで台風の被害がないからは理由になりません。まして、三十三地区の土はくずれやすい土質と聞いています。前もって充分な調査をお願いします。</p>  | <p>事業着工までには、風力発電機設置場所毎に、ボーリング調査によって詳細な地質調査を実施いたします。</p> <p>なお、環境アセスメント手続きとは別に、基礎を含む風力発電機の設計は、「電気事業法」(昭和 39 年法律第 170 号)に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」(平成 9 年通商産業省令第 53 号)により、落雷や地震、台風等を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うこととなっております。更に、同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。</p> <p>今後の本事業の詳細設計にあたっては、関係法令に準拠し適切に設計いたします。</p> |
| 11  | <p>次に工事車両の騒音、公害についてです。</p> <p>天増川の林道拡幅工事で 303 号を使用するという事でこの周辺は、とても静な地域で最近でこそ車の往來が増えましたが、昼間でも静かです。時おり今津の自衛隊の演習がひびくぐらいです。昼間どのていど車の音になやまされるのか不安があります。</p>   | <p>天増川地区については、工事関係車両の通行による沿道騒音の調査地点として設定しておりますので、昼間の現況を調査し、そこに工事計画に基づく、工事関係車両の小型車換算交通量の合計が最大となる時期を対象とした予測評価を行い、現況値から増加分が著しく大きくならないよう、工事関係車両の分散等の環境保全措置を検討いたします。</p>  |
| 12  | <p>また、林道拡幅工事によって天増川の水がにごることがあると困ります。上中地域の命の水です。</p> <p>今までも、大雪などで水がにごったり、断水したのは、仮屋の我が家のあたりだけです。</p> <p>川の水のにごり、流量がかわることがこわいです。</p>   | <p>可能な限り天増川林道の拡幅工事を実施しない方針で工事計画を検討してまいります。拡幅工事をやむなく実施する場合には、河川との離隔距離を十分に保つ、造成による排水が直接天増川に流れ込まないように適切な環境保全措置を検討・実施いたしま</p>  |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    | また、県をまたぎますが、天増川と仮屋は近く、(滋賀県だったことも) 夏休みの宿題の自由研究に子ども達は天増川やまわりの森林の動植物や川を選んでいくことが多々あります。自然環境がこわれなことを願います。  | す。   |
| 13 | 次に子どもが小さかった頃オオワシ、オジロワシの観察会に参加してました。近年、オオワシを見ることがないように思いますが、三方五湖から琵琶湖にとんでいくことがあると思っています。180mの障害物があると、せっかく越冬してきたけれど、衝突事故がおこるのではないかという不安があります。   | 今後実施する鳥類調査の結果を踏まえ、特に希少猛禽類については定量的な解析を実施し、影響の予測及び評価を実施いたします。その結果を踏まえ、影響が低減できるよう環境保全措置についても、検討を行ってまいります。 |
| 14 | 最後に文化財の中に黒龍大明神番衆大神がなかったのですが、大きな岩に大木が根をはっていて、お祀りされている所です。その横には落ちない巨岩があります。工事の振動等で神聖な場所がくずれないか心配です。この場所は三方地域で一度しか行っていない場所で、山の中の手つかずの場所のように思い若狭町民として大切にしたい場所です。みそみの宝だと思えます。かくにんお願いします。 | こちらについては、地元住民により大切にされている未登録文化財である「おろちの木」として、方法書3章に記載しております。対象事業実施区域外であり、事業により文化財及びその周囲を改変することはございません。  |

(意見書 6)

| No. | 一般の意見の概要   | 事業者の見解   |
|-----|--|--|
| 15  | 3. 2-19<br>表 3. 2-12 で下水処理人口普及状況で普及率美浜町 61. 5%若狭町 41. 9%高島市 87. 1%とありますが、下水道は、ほぼ 100%近く普及していると思っています。農業の排水施設についてよくわかっていません。この数字は、何を意味しているのでしょうか。 | 表の注 2 にも記載しているとおり、「総人口における下水道の利用可能な人口の割合」を示しており、福井県 HP の市町別汚水処理人口普及状況(令和 3 年度末)を参考に記載いたしました。なお、下水道以外にも汚水処理を実施する方法として、農業集落排水施設等や合併処理浄化槽が実施されている状況です。農業集落排水施設は農業集落において家庭や施設から排出される生活排水をまとめて処理する仕組みであり、仕組みとしては下水道と同じとなっております。実際に市町のどこで実施されているかは市町の公式 HP に掲載されております。 |

(意見書 7)

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解  |
|-----|---|---|
| 16  | 4. 3-13<br>住宅までの最短距離が 1. 6km で 2. 0km 以内に病院等の配慮が必要な施設が 0 戸のため、住宅が 67 戸あっても重大な影響の回避及び低減となっておりますが、住宅の方が 24 時間居住しているのに軽い理由がわかりません。おしえて下さい。 | 配慮書時点での文献資料に基づいた評価結果となっておりますが、<br>・今後、配慮が特に必要な施設等からの距離に留意して、風力発電機の配置及び機種を検討する。風車の影の影響範囲及び時間を数値シミュレーションにより把握し、地形や遮蔽物、気象条件等を十分考慮の上、必要に応じて環境保全措置を実施する。<br>・今後、実施する調査及び予測結果を踏まえ、必要に応じて、風力発電機の基数や配置の見直し等を行う。<br>ということに留意することによって、重大な影響の回避又は低減が可能であると評価しております。<br>なお、今後、現地確認及び地形を考慮したシミュレーションを実施し、事業による風車の影を予測した上で、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価いたします。 |

(意見書 8)

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解  |
|-----|---|---|
| 17  | <p>私は再生可能エネルギーには賛成ですが、環境のための再生可能エネルギーが環境破壊になるのには反対です。</p> <p>三十三間山はすでに東側は鉄塔設置で荒らされ、西側は電波塔のため荒らされました。これ以上の大型開発は止めてください。私は三十三間山が大好きで、四季折々登山しています。最近では県外から訪れる人も増えてきました。</p> <p>富山では、「ブナ1本ブリ千本」と昔から言われています。三方五湖の恵み、若狭湾の恵みを守るためにも、17基もの風力発電は止めてください。</p> | <p>三十三間山を利用されている皆様や地元の皆様のご意見を踏まえ、本事業の実施によって生じる可能性のある影響を極力低減するよう検討するとともに、皆様のご理解を得られる計画となるよう努めてまいります。</p> |

(意見書 9)

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解  |
|-----|---|---|
| 18  | <p>この温暖化の問題で自然災害がひんぱんに行っていて、貴社の自然エネルギーの事業はこれからの社会には最適のエネルギーだと思っています。</p> <p>が 三十三間山の麓に暮している私としては、心癒される後方の三十三間山の風景が変わってほしくないと思っています。</p> <p>科学的な問題もクリア出来たとしても地元で生きている我々の精神的支柱であるこの三十三間山を今まで通りうるわしい存在として風力発電の建っていない山で在ってほしいと切に願っています。</p> | <p>再生可能エネルギーの導入は、昨今の異常気象の要因ともされる地球温暖化防止に向けた世界の取組みの一環であり、今後の社会に最適とのご理解につきありがとうございます。</p> <p>風景の問題は地域の住民の皆さまにとって非常にデリケートな問題だと受け止めており、最大限配慮すべきものと理解しております。今後も住民説明会等の場を通じて、皆様のご意見を拝聴の上、三十三間山への重大な影響を極力低減できるよう、事業計画を検討いたします。</p> |

(意見書 10)

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解   |
|-----|---|--|
| 19  | <p>環境破壊に繋がるから、やめてほしいです。</p> <p>又、風の音も煩いので、近くの方は、大変だと思います。</p> | <p>環境への重大な影響を回避又は極力低減できるよう、事業計画を検討いたします。</p> <p>また、風力発電機の稼働による騒音については、現地調査において地域の現在の音環境を把握し、その上で地形や使用機種メーカーデータを基にしたシミュレーションにより稼働後の音環境を予測いたします。予測結果を踏まえて重大な環境影響を回避又は極力低減できるような事業計画を検討いたします。</p> |

(意見書 11)

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解   |
|-----|---|--|
| 20  | <p>私は、町立の縄文博物館の説明員を数年やっています。又野鳥の会に入り民宿も営んでいます。全国各地よりお客様が来られ縄文文化に驚ろかれ、この風光明媚な風景海山川里、五つの湖をととても喜んで下さります。</p> <p>これからは、多くの外国の方も増える事を期待しています。</p> <p>さて、そんな中に「三十三間山の風力発電、それも17基」とは、絶対に反対します。</p> <p>長年に渡りこの嶺南は、原発銀座と言われ続け、今も又40年越えを稼働させるつもりです。福島の日ノ舞だけは絶対あつてはなりません。一日も早く停止すべきです。</p> | <p>渡り鳥、昆虫類、植物を含めた動植物についても、今後現地調査を実施いたします。その結果を踏まえ、重大な影響を与えないような事業計画を検討いたします。</p> |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | <p>今は、今度は風力発電ですか、笑ってしまいます。何故福井県の嶺南ばかりにせめるのですか。優しく、温和しく、抵抗しないからですか。悲しすぎる。押しつけないで欲しい。山に住む動物 野鳥 渡鳥 昆虫 木々、ブナ林、植物、貴社に追われたら住む所、どこに行けますか。全てに心あるんですよ！！</p> <p>人間の金もうけの為に、エゴの為に辛い思いする動物達の事を少しでも思ってください。</p> <p>人体に悪影響の為にキャンセルした地域もあります。</p> <p>自然の摂理に逆らってはなりません。</p> <p>山には山の神様が住んでおられます。私達の遠いご先祖様達は、神様を守り、一緒に住んで下さり、守り続けて来ました。そして今日があります。</p> <p>この美しい清らかな水、空気、これからも守り続けていく義務、お役目があり次の代にバトンタッチするまで守り続けます。絶対に守り続けます。</p> <p>「反対致します。！！」</p> |  |
|--|--|--|

(意見書 12)

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解                                |
|-----|-----------|---------------------------------------|
| 21  | 環境破壊の為 反対 | 環境への重大な影響を回避又は極力低減できるよう、事業計画を検討いたします。 |

(意見書 13)

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解   |
|-----|---|--|
| 22  | <p>※三十三間山風力発電事業に反対の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境調査が始まっており、手続き上、その結果が縦覧されるであろうが、調査結果の如何に関わらず、「環境に影響がない」「環境に影響が少ない」「大丈夫だ」ということと「環境が変わらない」ということは別である。環境を変えないでほしい。</li> <li>調査説明会では、耐用年数が終われば、元の環境に戻すとのことであったが、人間が自然に手を加えれば、100%元に戻る筈がない。</li> </ul> | 環境への重大な影響を回避又は極力低減できるよう、事業計画を検討いたします。また、現状復旧につきましても、地権者と調整の上、適切に対応いたします。   |
| 23  | <ul style="list-style-type: none"> <li>風も地域の資源である。その資源を使って企業活動をするのにも関わらず、地域に還元されるメリットが何もない。調査説明会では、地域に災害等が発生すれば、支援、援助するとの回答であったが、「発生すれば」ということは、「発生しなければ何もしない」ということである。</li> <li>自然に手を加えないことが、地域にとっての最大のメリットである。</li> </ul>  | 住民説明会では他地域での事例を挙げましたが、本事業による地域の皆様へのメリットは、事業の熟度が上がっていく中で、各地の事例を参考に、関係地区長や地元関係者と協議していきたいと考えております。                                  |
| 24  | <ul style="list-style-type: none"> <li>アクセス道路のために、樹木が伐採され、山肌が削られる。</li> <li>伐採木や廃土をどう処置、処理するのか全く不明である。おそらく伐りたおしたまま、廃土を脇へ除けるだけだろうと推測する。</li> <li>◎必ず回答がほしい。</li> </ul>   | 本事業における改変面積・残土の処理・伐採木の処理については、詳細な事業計画を設計後、準備書においてお示しします。また、準備書の住民説明会の際には、事業計画に基づくこういった施工イメージとなるというものを既設風力発電所等の事例を紹介しつつ、お示しいたします。 |

(意見書 14)

| No. | 一般の意見の概要                          | 事業者の見解  |
|-----|-----------------------------------|---|
| 25  | 風力発電施設から発生する、低周波音の健康への影響を心配しています。 | 低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(環境省、平成 28 年)によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近 |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされておりますが、地元の皆様のご懸念も踏まえて、本事業においては評価項目として選定させていただいております。引き続き、最新の知見の収集に努めてまいります。 |
|--|--|--|

(意見書 15)

| No. | 一般の意見の概要         | 事業者の見解   |
|-----|------------------|--|
| 26  | 自然環境が壊れる。景観が壊れる。 | 自然環境及び景観への影響を極力低減するよう検討するとともに、皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。 |

(意見書 16)

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解   |
|-----|---|--|
| 27  | <p>風力発電を含む再生可能エネルギーの導入には環境配慮や地域、地元との共生が必要。</p> <p>この度この事業計画を初めて知り住民への安全性の説明が不十分である。</p> <p>ブナ林や重要な動植物に対する調査を十分する必要があると考えます。</p> | <p>今後実施する現地調査においては、動植物を対象とした調査も実施いたします。有識者の助言を踏まえた動植物を対象とした調査を実施いたします。重要な動植物に対して予測及び評価を行い、本事業実施による重大な影響を回避又は極力低減できるよう努めてまいります。その結果を踏まえ、工事にあたっては、可能な限り改変面積が小さくなるよう事業計画を検討してまいります。</p> <p>調査、予測及び評価を行った結果については、住民の皆さまに丁寧に説明してまいります。</p> <p>なお、環境アセスメント手続きとは別に、安全性の観点から風力発電機は、「電気事業法」(昭和 39 年法律第 170 号)に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」(平成 9 年通商産業省令第 53 号)により、落雷や地震、台風等を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うこととなっております。更に、同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。</p> <p>今後の本事業の詳細設計にあたっては、関係法令に準拠し適切に設計いたします。</p> |

(意見書 17)

| No. | 一般の意見の概要            | 事業者の見解                                  |
|-----|---------------------|---|
| 28  | 自然環境の破壊は絶対にしないで欲しい。 | 自然環境への重大な影響を回避又は極力低減できるよう、事業計画を検討いたします。 |

(意見書 18)

| No. | 一般の意見の概要   | 事業者の見解                                |
|-----|--|---------------------------------------|
| 29  | <p>工事を行う事で、木の、ばっさい、又、今現在でも、シカ等の問題がある中で、山、森の、動物が、ふもとに、おりて来る事が、予想される。</p> <p>それこそは、環境はかいにつながる事であるのでは？</p> <p>私としては、反対！</p> | 環境への重大な影響を回避又は極力低減できるよう、事業計画を検討いたします。 |

(意見書 19)

| No. | 一般の意見の概要   | 事業者の見解  |
|-----|--|---|
| 30  | <p>風力発電の必要性を何も感じていません。必要としないものは要りません。</p> <p>もし設置されるようなことになったら、自然破壊とともに生態系の変化、人々の暮らしにも影響が及ぶことは(他地域のさまざまな例をとっても)明らかです。</p> <p>「森は生きています」三十三間山の風・雲・小川のせせらぎ、動植物、木々、岩や土…生きている者達の声が聞こえますか。風光明媚なこの若狭町。三十三間山のふもとに広がる三十三地区。</p> <p>三十三間山を源流としたはず川の扇状地に広がる田畑。やがて三方五湖の一つ三方湖へ。</p> <p>そして世界に誇る水月湖の「年縞」。はず川の河口には縄文文化も栄えました。そして、日本海へ。</p> <p>三十三間山の木材が京都の「三十三間堂」の資材に使われ、その名の所以にもなっています。</p> <p>このように古来より受け継ぎ、守られてきた豊かな自然を触わらないでください。私達は農業、林業、水産業にも携わりながら、人々が交流し合い、この地で穏やかに暮らしています。</p> <p>豊かな自然そのものが、何ものにもかえがたい財産であり、子ども達に残せる唯一の宝物です。</p> | <p>「第6次エネルギー基本計画」(経済産業省、令和3年)において、風力発電を含めた再生可能エネルギーについては、主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組むことが示されておりますので、日本にとっても必要な事業であると考えております。</p> <p>環境への重大な影響を回避又は極力低減できるよう、事業計画を検討いたします。</p> |

(意見書 20)

| No. | 一般の意見の概要       | 事業者の見解                                  |
|-----|----------------|---|
| 31  | 自然を破壊するので反対です。 | 自然環境への重大な影響を回避又は極力低減できるよう、事業計画を検討いたします。 |

(意見書 21)

| No. | 一般の意見の概要   | 事業者の見解  |
|-----|--|---|
| 32  | <p>みそみ地区の生活飲料水が出なくなる地下水のため、今でも山崩れに成りハス川が濁れた恐怖感があります</p> <p>三十三間山を見て何十年も現在まで生きて来ましたが風力発電はいりません。</p> | <p>地下水のもとになるのは降水です。また地下水の量が減るのは、地下水の入り口を踏み固めることや新しい地下水の出口を作ることによって起こります。</p> <p>風力発電機設置場所付近では一時的に裸地ができますが、そこへの降雨は沈砂池に集め、周辺の林地に土壌浸透させる計画です。また、風力発電機設置工事はトンネル工事のように地下水脈を貫くような工事は致しません。よって、地下水量の変化についてはほとんどない計画です。また、濁水を周辺の河川に流さないよう、沈砂池排水口は河川から十分に離れたところに計画いたします。</p> <p>地下水が湧出して河川水のもとになりますが、湧水として湧出する水には濁りはありません。</p> <p>また、風力発電機設置場所付近では詳細な地質調査を行い、自治体の防災関係部署とも協議の上、山崩れが起きないような計画といたします。</p> |

(意見書 22)

| No. | 一般の意見の概要                                     | 事業者の見解   |
|-----|--|--|
| 33  | ・経産省の「大臣意見」を読みました。<br>記載にもありましたが、希少な生物が住んでいる | 動植物についても、今後現地調査を実施いたします。その結果を踏まえ、重大な影響を与えないような |

|   |  |
|---|--|
| <p>場所や地盤が弱い、地震の起こる断層も近くを走っていることから建設やその建設作業が危ないかと思えます。</p> <p>風力発電に関しては賛成ですが、貴重な環境の場所での工事はどうかと思いますので、場所の見直しをした方がよいかと思えます。</p> <p>宜しくお願い致します。</p> | <p>事業計画を検討いたします。</p> <p>また、風力発電機設置場所毎にボーリング調査によって詳細な地質調査を実施いたします。</p> <p>なお、環境アセスメント手続きとは別に、基礎を含む風力発電機の設計は、「電気事業法」(昭和39年法律第170号)に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」(平成9年通商産業省令第53号)により、落雷や地震、台風等を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うこととなっております。更に、同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。</p> <p>上記のとおり、風力発電所の建設にあたっては、厳格な安全審査に基づき建設されます。そのため東日本大地震の際に影響を受けた風力発電機はないとの認識です。</p> <p>今後の本事業の詳細設計にあたっては、関係法令に準拠し適切に設計いたします。</p> |
|---|--|

(意見書 23)

| No. | 一般の意見の概要 | 事業者の見解                                  |
|-----|----------|---|
| 34  | 反対 自然破カイ | 自然環境への重大な影響を回避又は極力低減できるよう、事業計画を検討いたします。 |

(意見書 24)

| No. | 一般の意見の概要   | 事業者の見解   |
|-----|--|--|
| 35  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・若狭町はもとより嶺南地域全体の景観が損なわれる。</li> <li>・みそみ地域からは特に近くに見え、生活環境が悪くなる。</li> <li>・三十三間山からの眺望が悪くなり、登山客の減少が見込まれる。</li> </ul> | 適切な調査及び予測評価を実施するとともに、地元の皆様や三十三間山を利用されている皆様のご意見も踏まえ、本事業の実施によって生じる可能性のある影響を極力低減するよう引き続き努めてまいります。   |
| 36  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・狭い尾根の斜面を削ることにより山の崩落が懸念される。</li> </ul>  | 風力発電機設置場所毎に詳細な地質調査を行い、本事業に起因した土砂災害が起こらないよう、自治体の関係部署とも話し合いながら事業計画を策定いたします。  |
| 37  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺観光地から視認されることから、周辺の観光客の減少が見込める</li> </ul>   | 景観への影響を極力低減するよう検討するとともに関係機関と協議を重ね、観光事業と本事業とが共存可能な計画となるよう引き続き検討してまいります。   |
| 38  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水、湧き水の減少が懸念される。</li> </ul>   | 地下水量の変化は地下水の入り口をふさぐことと地下水の新たな出口を作ることによって起こります。伐採した後を踏み固めてしまえばその場所への降雨は地下水となりません。本事業では一時的に出現する裸地の降雨は沈砂池に集めた上で周辺の土壌に浸透させる計画です。また、風力発電機設置場所毎にボーリング調査によって地下水脈の有無を調査し、地下水脈深さまでの改変をしないことで地下水の変化を引き起こさないよう事業計画を策定いたします。 |
| 39  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・三十三間山の有史以来の山容が変わる。</li> <li>・この事業による地元、地域のメリットは何もない。</li> <li>・よってこの風力発電事業には反対する。</li> </ul>                     | <p>工事にあたっては、可能な限り改変面積が小さくなるよう事業計画を検討いたします。</p> <p>本事業による地元の皆様へのメリットは、事業の熟度が上がっていく中で、各地の事例を参考に、関係地区長や地元関係者と協議していきたいと考えております。</p>  |

(意見書 25)

| No. | 一般の意見の概要   | 事業者の見解                                 |
|-----|--|--|
| 40  | 風光明媚な若狭町の自然。<br>取り分け、三十三間山は自慢出来る山々のひとつです。子供の頃は登山で山頂まで到達すると、滋賀県の風景が一望出来、感動した記憶があります。<br>往古より脈々と受け継がれた尊敬と感謝の山、三十三間山が後生に引き継ぐことが大切と考えます。 | 三十三間山への重大な環境影響を極力低減できるよう、事業計画を検討いたします。 |

(意見書 26)

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解   |
|-----|---|--|
| 41  | 三十三間山は名所「三方五湖」の源流部に位置する貴重な水源です。滋賀県に属する天増川も北川に流れ小浜湾に流れています。(北川も清流で有名)<br>今回の計画は三十三間山の尾根すじ(県境)はきわめてやせ尾根であり、17基もの風力発電設備の設置にはとても耐えられず、土砂災害をまねき、各河川を汚し続けることと大変心配しています。<br>また若狭町を始め、この嶺南地方は五湖に観光に依存しており、五湖の水がドロ水により年縞や農業、漁業への影響も大変大きいと思います。<br>どうか立地の再考をお願い申し上げます。<br>※追伸、みそみ地域中心地域の扇状地形があり、井崎橋からみそみ大橋付近の砂利堆積が水害をひき起こす心配が大です。 | 河川水のもとになるのは地下水、湧水です。その地下水のもとになるのは降水です。また地下水の量が減るのは、地下水の入り口を踏み固めることや新しい地下水の出口を作ることによって起こります。<br>風力発電機設置場所付近では一時的に裸地ができますが、そこへの降雨は沈砂池に集め、周辺の林地に土壌浸透させる計画です。また、風力発電機設置工事はトンネル工事のように地下水脈を貫くような工事は致しません。よって、地下水量の変化についてはほとんどない計画です。また、濁水を周辺の河川に流さないよう、沈砂池排水口は河川から十分に離れたところに計画いたします。<br>地下水が湧出して河川水のもとになりますが、湧水として湧出する水には濁りはありません。<br>また、風力発電機設置場所付近では詳細な地質調査を行い、自治体の防災関係部署とも協議の上、山崩れが起きないような計画といたします。 |

(意見書 27)

| No. | 一般の意見の概要      | 事業者の見解                                  |
|-----|---------------|---|
| 42  | 自然を破壊する為反対です。 | 自然環境への重大な影響を回避又は極力低減できるよう、事業計画を検討いたします。 |

(意見書 28)

| No. | 一般の意見の概要   | 事業者の見解   |
|-----|--|--|
| 43  | 1. 砂岩・砂質粘板岩の緩い地盤の三十三間山を選んだ理由の説明を要求する。                      | 風力発電機設置場所毎に、ボーリング調査によって詳細な地質調査を行い、自治体の防災関係部署とも協議の上、山崩れが起きないような計画といたします。  |
| 44  | 2. 渡り鳥(鴨、こはくちょう等)の多い季節を調査期間から除いた理由の説明を要求する。                | 渡り鳥調査のうち、ガンカモ・ハクチョウ類については、渡り時期を2月頃と想定し調査時期を設定しております。また、希少猛禽類調査においては、年間を通じて調査を実施いたしますので、補足的確認をすることを検討しております。                                |
| 45  | 3. 景観の調査地点に上中地区が入っていない理由の説明を要求する。                          | 景観への影響がより大きいと考えられた地区を選定していましたが、景観の調査地点に上中地区を追加選定いたします。   |
| 46  | 4. フォトモンタージュの提示が準備書提出時なのはなぜか。<br>事業計画時、地元住民説明に使わない理由を知りたい。 | 方法書はフォトモンタージュを作成するための現地調査の手法及び、準備書や評価書で実施する予測及び評価の手法をお示しし、ご意見をいただく段階となります。また、風力発電機の配置も様々検討しておりましたため、現地調査実施前である方法書における住民説明会では、フォトモンタージュをお示し |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    |   | できませんでした。準備書における住民説明会の場においては、フォトモンタージュをお示しして説明を実施いたします。   |
| 47 | 5. 天増川が上中地域及び一部小浜市の水源であるにも関わらず、事業計画の内の土砂流出対策、水質保全対策等の説明を関係地域住民にしないのはなぜか。  | 濁水による影響が回避又は極力低減できるような事業計画を検討いたします。また、事業計画の中で実施することとした土砂流出対策、水質保全対策等については事業計画の熟度が上がる準備書に記載し、準備書に関する住民説明会において、住民の皆様にご理解いただけるよう、丁寧に説明いたします。                                 |
| 48 | 6. 三十三間山付近に活断層があると、産総研 地質調査総合センター 地質図に表示されている。活断層は目視調査を1回行うが、これで何が確認できるのか。<br>何を調査したいのか。一帯を何日かけて調査するのか。説明を要求する。 | 事業計画の熟度を上げる上で、地質図の断層存在位置の精度を確認するのが主な目的で、対象事業実施区域とその周辺での活断層の存在を確認いたします。なお、事業計画の熟度が上がり、風力発電機設置場所が確定した際には、風力発電機設置場所で詳細な地質調査を実施し、自治体の防災関係部署とも協議した上で、山崩れ等起こさないような事業計画を策定いたします。 |

(意見書 29)

| No. | 一般の意見の概要   | 事業者の見解  |
|-----|--|---|
| 49  | 自然破壊により地球温暖に拍車をかけたり、自然災害にも大きな影響をもたらす事が懸念されると思うので反対!! | 自然環境への重大な影響を回避又は極力低減できるよう、事業計画を検討いたします。また、土砂災害など防災上の観点からの協議は環境アセスメント手続きとは別に実施する森林法に基づく手続きの中で、林野庁をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。 |

(意見書 30)

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解   |
|-----|---|--|
| 50  | 三十三間山について思う事（登山者として）<br>私は現在 72 才になりますが、三十三間山は春夏秋冬気軽に登れる山として楽しんできました、又地元の小中学生や小浜市内の遠足の山としても知られています。<br>テレビでも紹介された事があり、最近では県外からの登山者も多くなっています。<br>そんな三十三間山に風力発電の設備が出来ると聞きびっくりである、それも 17 基も出来ると聞いています。<br>一基数十トンの物を山頂まで上げる工事用道路、出来てからのメンテナンス用道路の工事だけで自然が破壊されてしまうと思います。<br>近年少なくなりましたが秋になるとすすきの原が楽しめ、自然豊かな山として楽しんできました、この自然を壊されるのは絶対反対です。<br>又登山として登ってきたのに稜線についてみれば大きな塔が立ち、プロペラが音を立てて回っているのは景観を楽しむ処の話ではありません。<br>風力発電は自然のエネルギーを電気に変え、エネルギーのない日本には必要な事かも知れませんが、その為が大勢の登山者に愛されている三十三間山の環境を破壊するのは反対です。<br>又私達登山愛好者には建設によるメリットは何もありません、計画の見直しをお願いします。 | 管理用道路の整備をはじめ、工事にあたっては、可能な限り改変面積が小さくなるよう事業計画を検討いたします。<br>また、三十三間山を利用されている皆様や地元の皆様のご意見を踏まえ、本事業の実施によって生じる可能性のある影響を極力低減するよう検討するとともに、皆様のご理解を得られる計画となるよう努めてまいります。<br>本事業による地元の皆様へのメリット還元については、事業の熟度が上がっていく中で、各地の事例を参考に、関係地区長や地元関係者と協議していきたいと考えております。その一環として、登山を楽しむ皆様方の安全確保の観点や利用増の観点から、登山道の整備等を山の会の幹部の皆様と協議し、対応することも考えております。 |

(意見書 31)

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解  |
|-----|---|---|
| 51  | <p>自然にでも山はくずれて行き、今でも山はだが見えさらに大きくなりつつあります。それなのに人工的に大きな風力機(?)を何こもすえ付け、人が今までいやされていた三十三間山の山々をだいなしにしていくなんて許されません。</p> <p>そうした事業はどこかの誰かが利益を得ることになるでしょう</p> <p>もっと大きな人類を助ける意味でこのような事業を考えてほしいと思います。木や水をはじめ自然にはぐくまれる物に私達は大きな大きな恵を与えられてきました。今それがなくては生きるか死ぬかの問題ではないでしょう。</p> <p>皆の求めている要望はなかなかやってもらえなくて大きい事業所は人々の意見も聞かずにドンドン進められていく。</p> <p>おかしな矛盾だらけの世の中です。</p> | <p>再生可能エネルギーの導入は、昨今の異常気象の要因ともされる地球温暖化防止に向けた世界の取組みの一環となっております。皆様のご理解を得られる計画となるよう努めるとともに、本事業の実施によって生じる可能性のある影響は極力低減するよう努めてまいります</p> <p>なお、弊社としましては弊社のみが利益を追求するような取組みではなく、本事業による利益の一部は地元の皆様へのメリットとして還元できるような事業の熟度が上がっていく中で、各地の事例を参考に、関係地区長や地元関係者と協議していきたいと考えております。</p> |

(意見書 32)

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解                          |
|-----|-----------|---------------------------------|
| 52  | 建設に反対します。 | ご理解頂けるような事業計画となるよう、検討を進めてまいります。 |

(意見書 33)

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解   |
|-----|---|--|
| 53  | <p>三十三間山は、年間通して登山をして楽しんでいる人が多いです。</p> <p>この地域は、山里の原風景的な景観の地域で自然が残されています。この山にはブナ等の広葉樹も多く育てられています。</p>                                  | 登山道を含めた人と自然との触れ合いの活動、景観及び植物を含めた環境への重大な影響を極力低減できるような事業計画を検討いたします。   |
| 54  | <p>三十三間山の裏側には、川が流れていて豊かな、水量と美しい水が流れています。</p> <p>この水は町の約半数の人口の人が飲料水として利用しています。異常気候が起っている現状では開発や作業道で大切な山が伐採されますと渇水して水不足となるおそれが発生する。</p> | <p>河川水のもとになるのは地下水、湧水です。</p> <p>地下水量の変化は地下水の入り口をふさぐことと地下水の新たな出口を作ることによって起こります。伐採した後を踏み固めてしまえばその場所への降雨は地下水となりません。本事業では一時的に出現する裸地の降雨は沈砂池に集めた上で周辺の土壤に浸透させる計画です。また、風力発電機設置場所毎に、ボーリング調査によって地下水脈の有無を調査し、地下水脈深さまでの改変をしないことで地下水の変化を引き起こさないよう事業計画を策定いたします。</p> |

(意見書 34)

| No. | 一般の意見の概要   | 事業者の見解  |
|-----|--|---|
| 55  | <p>住みなれた若狭町の三十三間山の尾根に、17基もの発電機が設置されると耳にして大変心が痛みます。</p> <p>住民説明会には出席できず詳しくはわかりませんが、山頂一帯は、木々が伐採され又最近の異常気象等によって大被害が発生する可能性が大いにあります。</p> <p>安心して生活のできない怖い町にしないで下さい。絶対反対です。</p> | <p>図書に記載している対象事業実施区域全ての区域を改変する訳ではなく、改変は風力発電機ヤード及び管理用道路等に限られております。工事にあたっては可能な限り改変面積が小さくなるよう検討いたします。</p> <p>また、管理用道路を取り付けることによりご懸念されているような災害が起きないように、防災上の観点からの協議は環境アセスメント手続きとは別に実施する森林法に基づく手続きの中で、林野庁をはじめ</p> |

|  |  |                            |
|--|--|----------------------------|
|  |  | めとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。 |
|--|--|----------------------------|

(意見書 35)

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解  |
|-----|---|---|
| 56  | <p>海と山に囲まれたこの狭い若狭地方に、危険窮まりない原子力発電所が沢山有ります。もし、原発事故が起きたらこの地から逃るの是非常に困難です。その時には風力発電所も使えなくなり、原電の代わりとしての大きな役目を果たせなくなります。原発の無い他の場所を見つけてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原発で自然破壊され、その上風力発電所で破壊される。もうこれ以上破壊しないでください。</li> <li>・ この辺りの山々はくずれ安く、台風による山くずれが何回も起きているし、地震も断層も有り危険で不安です。</li> </ul> | <p>風力発電機設置場所付近では詳細な地質調査を行い、本事業に起因した土砂災害が起こらないよう、自治体の関係部署とも話し合いながら事業計画を策定いたします。</p> <p>また、環境アセスメント手続きとは別に、基礎を含む風力発電機の設計は、「電気事業法」(昭和39年法律第170号)に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」(平成9年通商産業省令第53号)により、落雷や地震、台風等を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うこととなっております。更に、同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。</p> <p>今後の本事業の詳細設計にあたっては、関係法令に準拠し適切に設計いたします。</p> |
| 57  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発電所が発する音や振動にクマ・鹿・イノシシ・猿等が人里に頻繁に出没するようになり怖い。</li> </ul>   | <p>風力発電所より発する音や振動によって獣害を引き起こす動物の生息範囲が里山へ広がったという現象については、現時点ではそのような事例の把握はできておらず、判断は難しいと考えていますが、ご懸念の件については、今後も、最新の知見や事例等の収集に努めてまいります。</p>  |
| 58  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥は風の力を利用して飛んでいます。ヘリコプターや送電線に風力発電所。鳥が住める場所や通り道が無くなります。</li> </ul>   | <p>今後実施する現地調査においては、動植物を対象とした調査も実施いたします。その結果を踏まえ、工事にあたっては、可能な限り改変面積が小さくなるよう事業計画を検討してまいります。</p>   |
| 59  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹木は切り倒したり、道路を作ったり、自動車が通ったりすると根が痛んで強風に耐えられず倒れてしまいます。特にブナの木は根が浅く、こうした状況に弱い。植物は人にとって必要なものを提供し続けてくれています。森が痛んでしまうと生物多様性が損なわれ人が住む環境が悪化します。</li> </ul>  | <p>今後実施する現地調査においては、植物相及び植生についても調査を実施いたします。その結果を踏まえ、工事にあたっては、可能な限り改変面積が小さくなるよう事業計画を検討し、影響についても、極力低減できる計画を目指してまいります。</p>  |
| 60  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関西地方等遠方から来てくださる方々も、若狭の美しい景色と自然を満喫できる登山が出来なくなります。</li> </ul>  | <p>三十三間山をはじめとする周辺の山々を利用されている皆様のご意見も踏まえ、本事業の実施によって生じる可能性のある影響を極力低減するよう努めるとともに、観光事業と本事業とが共存可能な計画となるよう引き続き検討してまいります。</p>   |
| 61  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元の方々が信仰していらっしゃる大切な山々です。説明会で御社の説明を聞き、若狭町にとって何のメリットも無いことがよく分かりました。以上により風力発電所建設絶対反対です。</li> </ul>  | <p>再生可能エネルギーの導入は、昨今の異常気象の要因ともされる地球温暖化防止に向けた世界の取組みの一環となっております。皆様のご理解を得られる計画となるよう努めるとともに、本事業の実施によって生じる可能性のある影響は極力低減するよう努めてまいります。</p> <p>本事業による地元の皆様へのメリットは、事業の熟度が上がっていく中で、各地の事例を参考に、関係地区長や地元関係者と協議していきたいと考えております。</p>   |

(意見書 36~37)

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解   |
|-----|---|--|
| 62  | <p>この神聖な山に風車が轟音をたてて風をおこす。それがはかり知れない自然破壊であることは、文</p> | <p>再生可能エネルギーの導入は、昨今の異常気象の要因ともされる地球温暖化防止に向けた世界の取組</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>明人ならよくわかる筈…。私達そこに住む者のふるさとを決して壊すことを許しません。今夏は猛暑で、この山の木々も沢山枯れてしまいました。その姿をみるだけでさえ悲しくなるのがここに住む人々の優しい心。</p> <p>その心を奪うことなど、金欲にまみれた巨漢のすることです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今でさえ三十三間山下の風は強い。この上に風車がつけばどうなるのか。</li> <li>・この山はもろい。石がらの山である。</li> <li>・世界の宝「年縞」への影響</li> </ul> | <p>みの一環となっております。皆様のご理解を得られる計画となるよう努めてまいります。</p> <p>なお、環境アセスメント手続きとは別に、基礎を含む風力発電機の設計は、「電気事業法」（昭和39年法律第170号）に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年通商産業省令第53号）により、落雷や地震、台風等を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うこととなっております。更に、同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。</p> <p>今後の本事業の詳細設計にあたっては、関係法令に準拠し適切に設計するとともに、環境への重大な影響を回避又は極力低減できるよう、事業計画を検討いたします。</p> |
|--|--|

※同じ内容の意見書が1か所に投函されていたため、意見書36～37として合計2通として集計した。

(意見書 38～39)

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解  |
|-----|---|---|
| 63  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブナ林が必要である。</li> </ul> | <p>今後実施する現地調査においては、植物相及び植生についても調査し、現在の植生の状況について、把握を行います。また、その結果を踏まえ、工事にあたっては、可能な限り改変面積が小さくなるよう事業計画を検討し、本事業実施による影響についても、極力低減できる計画を目指してまいります。</p> |
| 64  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・山くずれが心配。</li> </ul>   | <p>風力発電機設置場所付近では詳細な地質調査を行い、本事業に起因した土砂災害が起こらないよう、自治体の関係部署とも話し合いながら事業計画を策定いたします。</p>  |

※同じ内容の意見書が1か所に投函されていたため、意見書38～39として合計2通として集計した。

(意見書 40～41)

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解  |
|-----|---|---|
| 65  | <p>三十三間山風力発電計画中止の要望</p> <p>1. 三十三間山は近年尾根筋一帯が土地のやせが目立つ。これにより近くの河川への土砂等流出又三方湖への環境破壊。悪化を増進することとなる。</p>   | <p>風力発電機設置場所付近では一時的に裸地ができますが、そこへの降雨は沈砂池に集め、周辺の林地に土壌浸透させる計画です。また、濁水を周辺の河川に流さないよう、沈砂池排水口は河川から十分に離れたところに計画いたします。</p> <p>地下水が湧出して河川水のもとになりますが、湧水として湧出する水には濁りはありません。</p> <p>また、風力発電機設置場所付近では詳細な地質調査を行い、自治体の防災関係部署とも協議の上、山崩れが起きないような計画といたします。</p> |
| 66  | <p>2. ブナ林が全国的にも数が減少するなか、三十三間山のブナ林の保護を強化！</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブナは動物の餌となる植物が多く、他の森林にくらべ豊富な動物類が生息している。</li> <li>・ブナは自然の侵食防止に特に効果が大きい。(植林を行っても生育には何十年間もの時がかかる)</li> </ul> <p>即時中止を強く要望する。</p> | <p>今後実施する現地調査においては、植物相及び植生についても調査し、現在の植生の状況について、把握を行います。また、その結果を踏まえ、工事にあたっては、可能な限り改変面積が小さくなるよう事業計画を検討し、本事業実施による影響についても、極力低減できる計画を目指してまいります。</p>   |

※同じ内容の意見書が1か所に投函されていたため、意見書40～41として合計2通として集計した。

(意見書 42～43)

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解  |
|-----|---|---|
| 67  | <p>小中学校に歌われ永く心の支えであった三十三間山、この山々は無くてはならない山です。その山に風力発電の塔が何基も建設されることはとても心配です。温暖化防止という大前提は分かりますが、三十三間山一帯の尾根はやせ地です。</p> <p>最近是想定外の大雨、大風の台風や、それに伴う災害があとをたちません。一旦崩れれば元に戻るまでどれくらいの年月がかかるでしょう。あるいは戻らないかもしれません。どうか英断をもち、この計画を他の地へ移動してください。</p> <p>近年水月湖の年縞が壊されないかも心配です。とにかく止めてください。</p> | <p>図書に記載している対象事業実施区域全ての区域を改変する訳ではなく、改変は風力発電機ヤード及び管理用道路等に限られております。</p> <p>風力発電所の建設に関連して災害を誘引するようなことがないように適切に事業に取り組むことはもちろん、工事にあたっては可能な限り改変面積が小さくなるよう検討いたします。また、管理用道路を取り付けることによりご懸念されているような災害が起きないように、防災上の観点からの協議は環境アセスメント手続きとは別に実施する森林法に基づく手続きの中で、林野庁をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行ってまいります。</p> <p>風力発電機設置場所付近では一時的に裸地ができますが、そこへの降雨は沈砂池に集め、周辺の林地に土壌浸透させる計画です。また、濁水を周辺の河川に流さないよう、沈砂池排水口は河川から十分に離れたところに計画いたします。</p> |

※同じ内容の意見書が1か所に投函されていたため、意見書42～43として合計2通として集計した。

(意見書 44～45)

| No. | 一般の意見の概要   | 事業者の見解   |
|-----|--|--|
| 68  | <p>☆なぜ三十三間山に風力発電事業を行うことになったか理由が知りたいです。</p> <p>◎地域住民にメリットはあるのか？</p> | <p>風況が良いということだけではなく、送電線の空き容量があり、民家からの距離が離れており、自然公園や鳥獣保護区等の制約がある区域を含まず、大型部材を運ぶ道路が近くにあるといった点を考慮して、事業計画地として選定しております。</p> <p>本事業による地元の皆様へのメリット還元については、事業の熟度が上がっていく中で、各地の事例を参考に、関係地区長や地元関係者と協議していきたいと考えております。</p> |
| 69  | ◎山の地質調査等行われているのか？  | 今後、風力発電機設置場所毎にボーリングによる詳細な地質調査を行います。  |
| 70  | ◎この夏の猛暑（酷暑）で、沢山の森林に枯れ木が◎目立っているが、今後発電事業が進んだ場合森林への影響はないのか？           | 環境アセスメントの観点では、将来発生し得る酷暑についての影響の予測は困難なものと考えます。なお、工事にあたっては、可能な限り改変面積が小さくなるよう事業計画を検討し、影響についても、極力低減できる計画を目指してまいります。  |
| 71  | ◎騒音は出ないのか？   | 風力発電機の稼働による騒音については、現地調査において地域の現在の音環境を把握し、その上で地形や使用機種メーカーデータを基にしたシミュレーションにより稼働後の音環境を予測いたします。予測結果を踏まえて、重大な環境影響を回避又は極力低減できるような事業計画を検討いたします。なお、今後現地調査を実施した上で、本事業による影響を予測及び評価いたします。                               |
| 72  | ◎山の動物たちが、今でもえさを求めて里に下りてきて農作物等の被害が年々増えているが、動物たちへの影響は？               | 風力発電事業の実施によって獣害を引き起こす動物の生息範囲が里山へ広がったという現象については、現時点ではそのような事例の把握はできておらず、判断は難しいと考えていますが、ご懸念の件については、今後も、最新の知見や事例等の収集に努めてまいります。   |
| 73  | ◎現在、年に2、3回は三十三間山降ろしという嵐が吹いているが、風向きに変化がありますか                        | 風力発電機の配置によって風向きが変わるといった現象については、現時点ではそのような事例は把握できておらず、判断は難しいと考えていますが、ご懸念の件については、今後も、最新の知見や事例等の  |

|  |              |
|--|--------------|
|  | 収集に努めてまいります。 |
|--|--------------|

※同じ内容の意見書が1か所に投函されていたため、意見書44～45として合計2通として集計した。

(意見書46)

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解  |
|-----|---|---|
| 74  | <p>三十三間山について思うこと（一登山者の立場から）</p> <p>三十三間山は、高校生の頃、山頂直下の草原で、バレーボールをした思い出がある。本当に、広々とした良い場所だった。</p> <p>その後、三十三間山は近場の山として、四季を通じて、楽しませてもらった。途中のブナ林、稜線に出てからの草原、ススキが原。そして、三方五湖、琵琶湖などの展望。</p> <p>秋のススキは有名で、毎年、県内のテレビ、新聞で紹介された。また、草原は、多くの登山者に、憩いの場所、弁当を広げる場所として、親しんでもらった。</p> <p>10数年前から、轆轤山にかけての稜線が注目され、雪のシーズンによく歩いた。</p> <p>三十三間山～轆轤山への稜線の刈り込みが行われるようになり、このコースは、春、秋も含めて歩かれる人気のコースとなった。</p> <p>このように、近年、三十三間山は、県外からのツアーも含め、多くの登山者、家族連れに楽しんでもらえる人気の場所となっている。</p> <p>一方、10数年前から、蟻纏山付近が禿げ山となっていた。その後、砂漠化を防ぐため、行政により、植生復元の作業が始まった。一定の効果はあるものの、砂漠化の進展速度には追いつかない。</p> <p>砂漠化は、福井県側から見ると、轆轤山付近が中心で、それほど目立たないが、滋賀県側から見ると、轆轤山から三十三間山にかけての稜線の滋賀県側は、酷い状況にある。毎年のように、砂漠化が下に広がっている。また、山頂直下の見事だったススキが原も、現在は、見る影もない。</p> <p>さて、風力発電についての思いは、複雑である。</p> <p>一般的に、自然を楽しむ者としては、自然が壊されること、人工物が設置されることには反対である。このままの自然が維持されるのを最も望む。</p> <p>しかし、先に述べたような、現在の三十三間山を見るに、思いは簡単ではない。一番の望みは、植生復元活動により、現状が維持されることであるが、現実を見るに、それは不可能に思える。今は、自然豊かな山として登山者などに愛されている三十三間山が、いつか、荒れ果てた山として見向きもされなくなるのではないかと危惧する。</p> <p>このまま、自然に任せ、禿げ山になっていくのを見るか、風力発電をきっかけとした何らかの現状維持活動にかけるか、判断がつかない。風力発電事業も、未来永劫続くわけではないので、それにかけるリスクもある。</p> <p>以上、自然を愛する地元登山家集団の一員として、思いを伝えさせていただきます。</p> <p>今後は、自然環境に責任を持つ行政と、事業者において、三十三間山を今後、どのようにしていくか、議</p> | <p>今後実施する現地調査においては、植物相及び植生についても調査を実施し、現状の植生の状況について、把握を行います。また、その結果を踏まえ、工事にあたっては、可能な限り改変面積が小さくなるよう事業計画を検討いたします。なお、本事業実施により、重大な影響を与えないよう、極力低減できる計画を目指してまいります。今後、必要な環境保全措置についても専門家のご意見も踏まえながら検討したいと考えております。</p> <p>また、ご懸念の点も踏まえた上で、関係機関と協議を重ね、引き続き三十三間山を皆様にご利用いただける事業計画となるよう検討してまいります。</p> |

|               |  |
|---------------|--|
| 論して頂ければと思います。 |  |
|---------------|--|

(意見書 47)

| No. | 一般の意見の概要   | 事業者の見解  |
|-----|--|---|
| 75  | <p>私達夫婦は三十三間山ふもとの能登野集落で米づくりをしている農家です。三十三間山からの豊富でおいしい水は棚田をうるおしてくれています。風力発電建設が始まればそれを作る道や発電塔など建設の為、多くのブナの大木や木々を伐採することになります。何百年もの間、地に根を張り、私達三方地区や上中地区の水源となり生命の源となっていた木々が伐採されればそれらを失うことにつながります。百年～三百年もの樹齢の木は再び今の状態に戻るのに同じだけの長い年月が必要です。私達の子や孫、その子供達に今の環境を残してあげたいと節に願います。</p> <p>又、山が裸になれば張っていた根がくさり土砂くずれの危険性も危惧されます。実際に隣接するろくろ山は鹿の被害により土がくずれ、丸裸となり山肌がくずれています。</p> <p>又、多くの渡鳥の通り道ともなっています。</p> <p>三十三間山は古くから伝説の山でもあり、福井(若狭)と滋賀県をむすぶ古道がたくさんあります。地元の小学生の遠足や多くの登山者が訪れ、このすばらしい里山を愛しています。</p> <p>毎日自宅から眺めるこの山をこのまま残していただきたいと思います。</p> | <p>造成時の濁水の影響について、水質の項目において予測を行い、濁水が河川へ直接流入することの無いような環境保全措置を検討いたします。また、今後、植物相及び植生についても調査を実施し、現在の重要な植物の生育状況や植生の把握を行います。水質や植物植生の調査結果を踏まえ、工事にあたっては、可能な限り改変面積が小さくなるよう事業計画を検討いたします。なお、本事業実施により重大な影響を与えないよう、環境について極力低減できる計画を目指してまいります。また、ご懸念の点を含め、本事業の実施によって生じる可能性のある影響を極力低減するよう検討するとともに、皆様のご理解を得られる計画となるよう努めてまいります。</p> |

(意見書 48)

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解   |
|-----|---|--|
| 76  | <p>私は、貴社の進める「(仮称) 三十三間山風力発電事業環境影響評価方法書」について、景観法と照らし合わせた際に、特に景観に関する環境アセスメントの方法に疑問を持った。その疑問について、景観法の総則について触れながら、貴社の提案する環境影響評価方法書についての疑問を次に示す。</p> <p>〈景観法（一部抜粋）〉</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、<u>景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(基本理念)</p> <p>第二条 <u>良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。</u></p> <p>2 <u>良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じ</u></p> | <p>環境影響評価における景観については、見え方によって事業の可否を審査するものではなく、現地調査及びフォトモンタージュ法による予測結果をもとに、環境保全措置を講じることにより、主要な眺望景観への影響が可能な限り低減されているかを評価いたします。評価を行う際には、「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）」の「環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握 1）」（平成 29 年）を参考に実施する予定です。</p> |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    | <p>て、その整備及び保全が図られなければならない。</p> <p>3 <u>良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。</u></p> <p>4 <u>良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。</u></p> <p>5 <u>良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。</u></p> <p>〈意見〉</p> <p>① 貴社の提案する環境影響方法書の景観に関する評価方法について<br/> 景観に関する評価について、「現地の調査、写真撮影により主要な眺望点からの眺めの状況の把握」とあるが、把握したのち、どのように評価するのか、わからない。<br/> 予測内容に「風力発電機の建設後の景観への影響」とあるが、何にどのような影響を与えることに対する評価をするのか、わからない。<br/> 景観法においては、良好な景観を促進するために様々な取り組みを通して、「美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与する」ことを目的としている。貴社の開発が、景観に与える影響が、国民生活の向上、国民経済、地域の健全な発展に寄与するのか、どのように評価していくのかを知りたい。例えば、予測内容を開示し、私たち地域住民がその景観から感じる心理的な影響を調査するのか。</p> <p>② 「良好な景観」に対する貴社の進める風力発電事業の評価について<br/> 貴社が開発を進める場所である三十三間山は、地域住民にとってのシンボリックな山や自然環境である。名前の由来を調べてみても、歴史や文化に深くつながる場所である。ただの山ではない。まさに、「良好な景観」である。<br/> このような「良好な景観」は、景観法では、「美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なもの」、「国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない」とされている。また、現在において「地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成」されており、「適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない」。</p> <p>貴社の開発が「良好な景観」の一部となり得るか、またそれをどのように評価・判断していくのか、教えていただきたい。</p> |   |
| 77 | <p>③貴社の開発と地域との関係性<br/> 「良好な景観」は「地域の固有の特性と密接に關</p>  | <p>地元の皆様や三十三間山をはじめとする周辺の山々を利用されている皆様のご意見も踏まえ、本事</p> |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    | <p>連するもの」とされており、「<u>地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資する</u>」ように多様な形成（開発や保全、活用などを想定して考えている）を図るべきであるとされている。景観に関する住民の意向をどのように評価するのか、教えていただきたい。</p> <p>また、「<u>良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担う</u>」とあるが、すでに三十三間山は、その良好な景観から、登山客をはじめとする観光、山開きや学校登山などでの地域間の交流の促進に大きな役割を果たしている。貴社の開発が、すでに果たしている役割に対して、どのような影響を与えるのか、またそれをどのように評価するのか、教えていただきたい。</p>   | <p>業の実施によって生じる可能性のある影響を極力低減するよう努めるとともに、観光事業と本事業とが共存可能な計画となるよう引き続き検討の上、予測評価並びに環境保全措置を実施いたします。</p> |
| 78 | <p>〈所感〉</p> <p>私は貴社の開発に反対の立場にあります。様々な理由はありますが、大きな理由は、私が大好きな自然の景観が大きく変わっていくことに、寂しさや悔しさ、悲しさを感じるからです。これは、この開発を知った時の直感的な感情です。</p> <p>自然は長い年月をかけて、積み上げられてきたものです。私たちも少なからずこの自然環境に影響を与えていることと思いますが、これまで積み上げてきたものを大きく変えるものではありません。自然災害についても、一時的に景観は変わりますが、また自然に植物たちが育ち、新たな自然を作っていきます。</p> <p>しかしながら、大規模な開発は、地域住民の慣れ親しんだシンボリックな自然を大きく変えることとなります。また、景観も変えていきます。私たちがその変わった景観を、毎日毎日、目にすることとなります。隣の空き地に家が建つことにはきつと慣れると思いますが、祖先から受け継がれてきた地域の自然に対する大きな変化には、慎重にそして理解を得られるように評価し、地域住民もその判断過程に何らかの関わりを持ち、地域住民の様々な声に耳を傾けていただきたいと思います。これから先、耐用年数が過ぎる20年間、また、それ以上の年月、変わってしまった地域のシンボリックな自然を日々眺め続け、また、それを次の世代に伝えていくのは、私たちだからです。その心情を想像していただきたいです。</p> <p>持続可能なエネルギーが必要なことは理解していますが、同時に、私たちのライフスタイルや何に豊かさを感じるかといった価値観も変化させていく必要があると思っています。今、求められていることは、大規模ではなく、持続可能な形で、またできる限りローインパクトに開発を進めていくことだと、都市部ではなく地方に暮らし、考え、行動をしようと心がけています。</p> <p>「国破れても山河あり」、大切なものは何か、地方で暮らす私にとっては、それが開発ではなく、自然や今そこにある景観なのだと思います。長々と書きましたが、〈意見〉の部分を意見書として受け取っていただきましたら幸いです。</p> | <p>景観への影響を極力低減するよう検討するとともに、皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。</p>  |

(意見書 49~50)

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解   |
|-----|---|--|
| 79  | <p>環境の問題については、今や地球規模で多くの困難な問題が山積しています。将来私達の孫、子が、大</p> | <p>再生可能エネルギーの導入は、昨今の異常気象の要因ともされる地球温暖化防止に向けた世界の取組</p> |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | <p>きな問題をかかえて生きなければなりません<br/>そんなことを考えている時に三十三間山に風力!!<br/>ということがダウンと知らされました。<br/>先日の説明会の際にも質問したのですが、<br/>◎なぜ、風力発電の基地？が三十三間山なのですか？<br/>(山の国日本です。どの地もみんな山を大切に大切に生きて今となっています。<br/>お答えは「風」がよいのですといわれました。864m<br/>級の山なら、風の質は同じだと(しろーと考えですが)考えます。どうしてもそのお答えは不明な<br/>点ばかりです。</p>   | <p>みの一環となっております。皆様のご理解を得られる計画となるよう努めるとともに、本事業の実施によって生じる可能性のある影響は極力低減するよう努めてまいります。<br/>事業計画地の選定については、文献資料上では風況が良いということだけではなく、送電線の空き容量があり、民家からの距離が離れており、自然公園や鳥獣保護区等の制約がある区域を含まず、大型部材を運ぶ道路が近くにあるといった点を考慮しております。<br/>なお、現在、本事業地の風況については観測を実施しておりますが、風況については、風速だけではなく、地形による乱流等の影響も考慮した上で、今後事業の実施可否を検討いたします。</p>    |
| 80 | <p>◎話が進むうちに増々怖い話をされました。<br/>あの大事にしているぶな林のところに鉄塔を立てる!!なんです!!<br/>ブナの木のことをよく知って話しておられるのだろうか!!全く怖い話を軽々しく言われました。涙が出ました。腸ワタが煮えくり返りました!!</p>  | <p>今後実施する現地調査においては、植物相及び植生についても調査を実施いたします。その結果を踏まえ、工事にあたっては、可能な限り改変面積が小さくなるよう事業計画を検討し、影響についても、極力低減できる計画を目指してまいります。</p>  |
| 81 | <p>◎私は若狭町三方の石観音さんのふもとで生れ、私の実家の門に立つと、三十三間山の山なみが高く美しく並打っています。<br/>私の両親は、ことあるごとに「三十三間山は美しいなあ、あそこから三方町をながめて、みんなを守ってくれているんやぞ。」「山の木は大切にせんとあかん。山に入って木を無だにしたり山を荒したりすると必ず天バツがあたるんやぞ。」といっけてきかせてくれました。<br/>小学校でも中学校でも校歌に「三十三の山の〜」とうたわれ、この地で育った我々は、本当に三十三間山が大好きなのです。<br/>◎住民こぞって、もろ手をあげて、大賛成することなら、どんどん話をすすめて下さい。しかし、この三十三間山に風力!!の話は、何時から出て来てどんな人達と話し合われ、今日になったのでしょうか。区長会？○○の会？○○と返事がありましたが、本当にここに住む我々の耳に入って、意見をきかせて下さいといわれたのは……？<br/>そして意見があれば、11月2日までに!!などと信じられません。<br/>(私だけかもしれないが…)<br/>◎三十三間山のふもとに住み、子育てをし、お年寄りからの大切ないわれをきき、「そうやって、この地はみんなで三十三間山を大切にきて来たんだ!!」と沢山の話の伝えきいてきました。<br/>山の高さ、風の強さ、工事をすすめる山道のことだけ考えて、住民の意見は〇月〇日までになどといわれるのは、私達の思いを踏みにじることです。<br/>◎思いのままに走り書きしました。ご判読の上どうか、私の思いをおくみとり下さい。<br/>以上</p> | <p>今回の方法書に関する住民説明会より前に、本事業の近隣地区である若狭町三十三地区、新道地区、相田地区については区長を含む役員向けの説明会、美浜町新庄地区については、地区長への事業説明を実施いたしました。高島市天増川地区は地区長と相談の上、住民全体を対象とした住民説明会を開催いたしました。また、環境影響評価法に基づく住民説明会とは別に、地区単位での説明会も実施させていただきました。<br/>なお、意見募集期間については、環境影響評価法に基づいて期間を設定させて頂いております。<br/>環境影響評価手続きの中で、三十三間山への重大な環境影響を極力低減できるよう、事業計画を検討いたします。</p> |

※同じ内容の意見書が1か所に投函されていたため、意見書49～50として合計2通として集計した。

(意見書51～52)

| No. | 一般の意見の概要   | 事業者の見解   |
|-----|--|--|
| 82  | <p>三十三間山は屋根に2度雪化粧されると間もなく里に雪が降りてくる…。強風が吹き荒れたならあれ</p> | <p>風力発電機の稼働による騒音については、現地調査において地域の現在の音環境を把握し、その上で</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>は三十三間山おろし…と語り継がれるほど自然界の象徴的なものがありました。その山に風力発電装置がされると聞き正直不安感をぬぐえません。近年、予想を超えた自然災害に果して耐えられるのでしょうか。麓に暮らす私達への影響は？</p> <p>騒音は？電波から生じる障害は？強風による設備が破損されたらそこで供給ストップ？メンテナンスは？私達、住民への及ぼす負荷は、計り知れません。</p> <p>環境にやさしいエネルギーと推しすすめるプロジェクトが自然への破壊そのものではないだろうか。私達の崇める山の神さまの逆鱗にふれないといいですが…。</p> | <p>地形や使用機種メーカーデータを基にしたシミュレーションにより稼働後の音環境を予測いたします。予測結果を踏まえて重大な環境影響を回避又は極力低減できるような事業計画を検討いたします。</p> <p>電波障害については、事前に影響が予測される場合は、アンテナの向き調整や新規設置等の対応を実施いたします。事業稼働後に影響が生じた場合も同様の対応を講じてまいります。</p> <p>また、環境アセスメント手続きとは別に、基礎を含む風力発電機の設計は、「電気事業法」（昭和39年法律第170号）に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年通商産業省令第53号）により、落雷や地震、台風等を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うこととなっております。更に、同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。</p> <p>今後の本事業の詳細設計にあたっては、関係法令に準拠し適切に設計いたします。</p> <p>風力発電機は風速25m/sで停止するよう設定されており、風況に応じて再稼働いたします。また、発電所の保安要員を擁しており、トラブルに対応できるよう取組むこととしております。</p> <p>なお、再生可能エネルギーの導入は、昨今の異常気象の要因ともされる地球温暖化防止に向けた世界の取組みの一環となっております。引き続き皆様のご理解を得られる計画となるよう努めるとともに、本事業の実施によって生じる可能性のある影響は極力低減するよう努めてまいります。</p> |
|--|--|

※同じ内容の意見書が1か所に投函されていたため、意見書51～52として合計2通として集計した。

(意見書53～54)

| No. | 一般の意見の概要   | 事業者の見解  |
|-----|--|---|
| 83  | <p>再生可能エネルギーによる風力発電の必要性も理解しているつもりです。しかし山頂への設置は、その設置工事段階から木々の伐採や杭打ちによる自然破壊や環境破壊も起こしてしまいます。</p> <p>自然エネルギーの活用と言いつつ、同時に自然を壊していいのか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木々の伐採や杭打ちによる保水環境の変化が心配です</li> <li>山の内部環境が変わることでもふもとの耕作田への影響はないのか</li> </ul> | <p>地下水量は木を伐採したからと言って減少するわけではありません。地下水のもとになるのはその場所での降雨であり、それが土壌に浸透することによって地下水となります。樹木は自分の生育のために地下水を使用していますので、伐採後は一時的に地下水量は増加することが考えられます。</p> <p>地下水量の変化は地下水の入り口をふさぐことと地下水の新たな出口を作ることによって起こります。伐採した後を踏み固めてしまえばその場所への降雨は地下水となりません。本事業では一時的に出現する裸地の降雨は沈砂池に集めた上で周辺の土壌に浸透させる計画です。また、風力発電機設置場所毎にボーリング調査によって地下水脈の有無を調査し、地下水脈深さまでの改変をしないことで地下水の変化を引き起こさないよう事業計画を策定いたします。</p> |
| 84  | <p>大きなブレードを回転させての風力発電は、暴風時の故障リスクも大きいはず</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>回転体の異音に悩まされることはないのか？</li> </ul> <p>稼働年数はどれくらいで、更新や撤去等のトータルの管理は保障されるのか？</p> <p>後世に負の遺産となるものは残せません！</p>  | <p>風力発電機の故障等による異音が発生することのないよう、日々点検、維持管理をまいります。</p> <p>事業期間は現時点では20年程を想定しております。同じ場所で事業の更新をする際には、再度、環境アセスメントの手続きを実施し、撤去を含めた環境影響について調査、予測及び評価を実施いたします。事業終了後には地権者と協議の上、撤去の後、原状復旧をして返地いたします。工事、稼働時のメンテナンスや撤去等のトータルの管理は弊社にて実施いたします。なお、適切に維持・管理・撤去することが、</p>   |

|  |  |                            |
|--|--|----------------------------|
|  |  | 本事業地である国有林の借用条件にもなっておりません。 |
|--|--|----------------------------|

※同じ内容の意見書が1か所に投函されていたため、意見書53～54として合計2通として集計した。

(意見書55～56)

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解  |
|-----|---|---|
| 85  | 以下の事柄により、風力発電設置に反対します。<br>① 関西100名山に象徴されるように自然がそのまま残された山です。今尾根では自然の浸食がすすんでいます。ここに巨大な人工物が乱立すると、工事により皆伐に近い尾根では保水力がなくなり、さらに近年異常気象が多発するなか、尾根の浸食が加速的に進み、土砂崩れ等が多発する危険性があります。数年前、尾根の一部に県の工事がありましたが、風力発電工事がなされた場合、発電機ごとに、あのような植栽の養生工事がなされるのでしょうか。 | 図書に記載している対象事業実施区域全てが変更する訳ではなく、変更は風力発電機ヤード及び管理用道路等に限られます。工事にあたっては可能な限り変更面積が小さくなるよう検討いたします。<br>風力発電機設置場所付近では詳細な地質調査を行い、本事業に起因した土砂災害が起こらないよう、自治体の関係部署とも話し合いながら事業計画を策定いたします。<br>なお、風力発電所の造成後、可能な限り広い面積の緑化を検討しております。 |
| 86  | ② 三十三間山は、名前の由来のとおり、1,000年近い悠久の歴史を持った山です。いにしへの古道「近江坂」も三十三間山を通っています。尾根からの景観は素晴らしく、この自然を次の世代に残していくのが今生きている私たちの義務です。  | 景観への影響を極力低減するよう検討するとともに、皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。  |
| 87  | ③ 三十三間山の尾根一帯に人工構造物を多立することにより、この地域の動植物の生息が一変します。ブナやカタクリの群落、またイヌワシやクマタカの生息がなくなるだけのことでありません。一部の動植物がいなくなることで、食物連鎖が断ち切れ、この地域の生態系が壊れます。この結果、有害獣が増えたり、里に下りてきたり、害虫が異常発生したり等の環境変化を起こす可能性も出てきます。<br><br>以上  | ご意見にあります動植物については方法書以降の現地調査で対象事業実施区域及びその周囲における生息・生育状況を確認し、影響の予測及び評価をいたします。<br>また、風力発電事業の実施による獣害の拡大や害虫の異常発生について、現時点ではそのような事例は把握しておらず、判断は難しいと考えていますが、ご懸念の件については、今後も、最新の知見や事例等の収集に努めてまいります。                         |

※同じ内容の意見書が1か所に投函されていたため、意見書55～56として合計2通として集計した。

(意見書57～58)

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解   |
|-----|---|--|
| 88  | 風力発電それも必要と思われるが、しかしなぜ？この風光明媚な三十三間山なのか!!<br>低周波騒音による健康被害を我々は元より、これからの子供達に残す事が一番してはならない事です。<br>又、この山岳地に風車をとりつける事でげくずれを引きおこし、河川、上水道の水源地汚染をまねくような事は断じて許しません!! | 文献資料上で風況が良いということだけではなく、送電線の空き容量があり、民家からの距離が離れており、自然公園や鳥獣保護区等の制約がある区域を含まず、大型部材を運ぶ道路が近くにあるといった点を考慮して、事業計画地として選定しております。<br>低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(環境省、平成28年)によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされておりますが、地元の皆様のご懸念も踏まえて、本事業においては評価項目として選定させていただいております。引き続き、最新の知見の収集に努めてまいります。<br>また、風力発電所設置工事において、一時的に裸地が存在します。その裸地に降った雨によって濁水が発生することがあります。その濁水は沈砂池に集め、濁水濃度を緩和した上で、河川から離隔が取れる場 |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | <p>所で周辺土壤に浸透させる計画です。浸透後に、湧水となって湧出する際には濁りが取れています。また、河川から離れた場所から放流することで河川への直接混入を避ける計画といたします。</p> <p>なお、風力発電機設置場所付近では詳細な地質調査を行い、本事業に起因した土砂災害が起こらないよう、自治体の関係部署とも話し合いながら事業計画を策定いたします。</p> |
|--|--|--|

※同じ内容の意見書が1か所に投函されていたため、意見書 57～58 として合計 2 通として集計した。

(意見書 59～60)

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解   |
|-----|---|--|
| 89  | <p>三十三間山の山をハカイして環境面での心配!!自然をこわす様な、風力発電を作る事には、ゼッタイ反対です。</p> <p>若狭地方の山々の自然を永久に守りたいです。聞く所によると 20 年耐久とありますが、その後の施設をこわし、そのあとの場所をどうするのか。</p> <p>原子力発電を福井県に集中し又、風力発電を作り自然を守る為反対です。</p> | <p>再生可能エネルギーの導入は、昨今の異常気象の要因ともされる地球温暖化防止に向けた世界の取組みの一環となっております。皆様のご理解を得られる計画となるよう努めるとともに、本事業の実施によって生じる可能性のある影響は極力低減するよう努めてまいります。</p> <p>事業終了後には地権者と協議の上、撤去の後、原状復旧をして返地いたします。</p> |

※同じ内容の意見書が1か所に投函されていたため、意見書 59～60 として合計 2 通として集計した。

(意見書 61)

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解  |
|-----|---|---|
| 90  | <p>私は 60 年近く山を歩き、自然から多くの恩恵を受けてきた。</p> <p>北は利尻山から屋久島宮ノ浦まで広く親しんできた。</p> <p>三十三間山も例外なく四季を通して登ってきた。</p> <p>私だけでなく、学校の遠足を始め、関西、中京方面からも幅広く多くの登山客をなごませる山である。登った山に人工的な風車が乱立していたとしたら登山客はいうまでもなく、自然の植生も大きく変化するであろう。この山には風神さんという山の神がまつられ、地元民にずっと守られてきた。</p> <p>山と人間は共生はあっても人間が山を支配するものではないというのが私の信念である。</p> <p>◎参考資料①ガイドブック若狭の山々-小浜山の会<br/>②日本の名山⑩ぎょうせい。</p> | <p>登山道をはじめとする人と自然との触れ合いの活動の場、植生を含めた環境への影響を極力低減できるよう、事業計画を検討いたします。</p> |

(意見書 62)

| No. | 一般の意見の概要   | 事業者の見解  |
|-----|--|---|
| 91  | <p>風力発電基設置 断固反対します。</p> <p>1 景観が壊れる</p> <p>私を含め地域住民らになじみ慕われており諸学校の 学校歌にもなっている美しい姿を人工物設置で恐ろしく醜い姿なるため</p>    | <p>景観への影響を極力低減するよう検討するとともに、皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。</p>                       |
| 92  | <p>2 自然破壊</p> <p>風車設置するための場所 及び機材搬入ためのな距離の長い道路の建設ため草花や、森の貴重なぶなや、かえで、どんぐりなどの貯水能力が高く二酸化炭素に適應する自然界破壊の企である</p> | <p>風力発電機の建設及び管理用道路の整備にあたっては、可能な限り改変面積が小さくなるよう検討いたします。</p>                   |
| 93  | <p>3 観光客激減</p> <p>福井県嶺南地域や北陸地方、中部地方、関西地方から四季を通じて沢山の登山客が来るが、人工物が山</p>                                       | <p>三十三間山をはじめとする周辺の山々を利用されている皆様のご意見も踏まえ、本事業の実施によって生じる可能性のある影響を極力低減するよう努め</p> |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    | 頂並んだ姿は、もはや登山の対象としての三十三間山ではなくなる。   | るとともに、関係機関と協議を重ね、観光事業と本事業とが共存可能な計画となるよう引き続き検討してまいります。  |
| 94 | <p>4、自然災害の危険</p> <p>構造物を数多く設置することにより山林の伐採による洪水よるはす川反乱の危険</p> <p>また落雷の為プロペラの落下、そのメンテナンスため山頂に作業車を運行するとき交通事故などが心配される。</p> <p>よって地方ばかりにした様な、風力発電は地元住民にはなんの恩恵もなくむしろ害で、都市に住む貴社の利益だけ優先した計画ではないか。</p> | <p>ご懸念されているような災害が起きないように、防災上の観点からの協議は環境アセスメント手続きとは別に実施する森林法に基づく手続きの中で、林野庁をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行います。</p> <p>また、環境アセスメント手続きとは別に、基礎を含む風力発電機の設計は、「電気事業法」（昭和39年法律第170号）に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年通商産業省令第53号）により、落雷や地震、台風等を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うこととなっております。更に、同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。</p> <p>今後の本事業の詳細設計にあたっては、関係法令に準拠し適切に設計いたします。</p> <p>事業開始後のメンテナンスの実施の際には、低速走行を周知徹底し、交通事故等が起きないように努めてまいります。</p> |

(意見書 63)

| No. | 一般の意見の概要   | 事業者の見解                                      |
|-----|--|---|
| 95  | <p>40年来、若狭の山々を歩いてきた。</p> <p>三十三間山、轆轤山もその一つだが、三十三間山について書く。</p> <p>小学校の登山遠足に付いたことがある。</p> <p>風神・雷神を過ぎ、稜線に出た時の子供たちの歓声、三十三間山の狭い山頂を避け、草原の稜線でのごはん、風が強く子供達が難渋していたのが思い出される。</p> <p>風が強く風力発電！理解出来なくもないが、稜線での子供達の崑びの声、地元の意見はわからないが、あの景観は彼らだけのものではあるまい。子供達が歓崑びの声をあげさせる自信の景観が作られるなら、モノは云わない。</p> <p>ディズニーランドがどんなに人を集めても、自然の美しさには勝てない、と考えている。</p> | <p>三十三間山への重大な影響を極力低減できるよう、事業計画を検討いたします。</p> |

(意見書 64)

| No. | 一般の意見の概要   | 事業者の見解   |
|-----|--|--|
| 96  | <p>(仮称) 三十三間山風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について</p> <p>令和5年9月14日から10月18日まで縦覧に供された標記の環境影響評価方法書に対する意見を述べます。</p> <p>1 全般的事項</p> <p>三十三間山は社会の共有財産つまり「富」です。「富」はお金でははかれない豊かさです。その「富」がお金儲けの手段として商品化され、事業者の独占物になると、美しい景観、生態系、地域の文化や親しみの場など、いろいろなものが失われて社会は貧しくなります。だから地域住民は、「再生エネは政府が莫大な補助金を投入して推進しているから」とか「日</p> | <p>図書に記載している対象事業実施区域 627ha を全て改変する訳ではなく、改変は風力発電機ヤード及び管理用道路等に限られます。本事業による改変面積・残土処理・過去の事例に基づいた土砂の流出、水系の変化への対処方法については、詳細な事業計画を設計後、準備書においてお示しし、準備書の住民説明会において説明いたします。また、その際に、事業計画に基づくこういった施工イメージとなるというものを既設風力発電所等の事例を紹介しつつ、お示しいたします。</p> <p>使用予定の風力発電機の仕様についてはまだ確定ではなく、今後単機出力が下がる可能性があります。また、そのことについて説明を実施しております。</p> <p>施設稼働後の地元住民の雇用計画については、事</p> |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    | <p>本には風発が足りていないと言われているから」といった先入観に捉われることなく、「未来に残すべき富＝豊かさという財産は何か」について十分に議論する必要があります。それが長期的に見れば、地域の財産を守ることになり、豊かさを未来に継承することになるからです。ところが、先の住民説明会では、地域住民が十分議論するために必要な、本事業実施計画の基本的情報が全く説明されませんでした。そのため説明会で不足していたと思われる事項を補完した説明会を早期に再開されることを要望します。</p> <p>説明会において不足していたと思われる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業実施計画は三十三間の山尾根部約 627ha を人工改変する計画であること</li> <li>・本事業実施計画の風力発電機は国内で例のない大型風車であること</li> <li>・本事業実施計画区域及びその周辺の概況<br/>保安林の指定状況、主要な河川および湖沼の状況、水道用水の取水状況、三十三間山登山道および山頂縦走ルート、砂防指定地の指定状況、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況、山地災害危険区域の指定状況、事業想定区域内に未登録文化財である「風神さん」「天龍神社」「狭山村」が存在すること</li> <li>・残土処理について</li> <li>・施設稼働後の地元住民の雇用計画</li> <li>・最新の科学的根拠に基づいた騒音・超低周波公害の可能性</li> <li>・過去の事例に基づいた土砂の流出、水系の変化への対処方法</li> <li>・風力発電施設の稼働終了後の風力発電機の撤去、撤去後の施設跡等について</li> <li>・事業実施計画区域の人工改変の様相について<br/>風車設置計画区域及び風力発電機等輸送ルート、工事関係車両走行ルートにおける林道拡幅工事及び管理用道路の、現時点での施工計画をイメージ図や施工図面等を用いて、地域住民が事業施設をイメージできるように、分かりやすく説明されることを要望します。</li> <li>・景観に対する風車の影響について<br/>視認できる風車の部位やその基数に応じた面的な広がりを踏まえたフォトモンタージュ等を用いて、地域住民が景観の変化をイメージできるように、分かりやすく説明されることを要望します。</li> </ul> | <p>業の実施が決まっていない現時点では、検討できておりません。</p> <p>今回は方法書の説明会となっておりますので、2章及び6章を中心にご説明をさせて頂いたため、本事業の対象事業実施区域及びその周辺の概況の内容を中心としたご説明は実施しておりません。</p> <p>保安林、砂防指定地、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域並びに山地災害危険区については、環境影響評価法とは別の法令等に規制されているものであり、事業により許認可・届出の手続きが必要な場合には、適切に対応いたします。</p> <p>なお騒音・超低周波音については、最新の環境省資料を用いて、調査内容の説明の前に、音の種類や今までの調査結果に基づく国の見解について説明いたしました。主要な河川および湖沼の状況及び水道用水の取水状況については、住民説明会説明資料の水質の調査地点図に掲載しております。三十三間山登山道および山頂縦走ルートについては、住民説明会説明資料の人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点図に掲載しております。未登録文化財である「風神さん」「天龍神社」「狭山村」が対象事業実施区域内に存在することについては文化財において説明しております。</p> <p>風力発電施設の稼働終了後の風力発電機の撤去、撤去後の施設跡等については、環境影響評価法による環境アセスメント対象外となっておりますので、説明資料には含めておりませんが、住民説明会においてご質問を頂いた際には、事業終了後には地権者と協議の上、撤去の後、原状復旧をして返地いたしますと回答させて頂きました。</p> <p>準備書における住民説明会において、視認できる風車の部位やその基数に応じた面的な広がりを踏まえたフォトモンタージュを用いて、地域住民の皆様が景観の変化をイメージできるよう、分かりやすい説明を行うよう努めてまいります。</p> |
| 97 | <p>2 個別的事項</p> <p>(1) 騒音・超低周波音・振動</p> <p>超低周波音による健康被害は国内外で認められているところであり、「聴覚で感知できない」「可聴範囲外である」「考慮するに値しないレベル」「聞こえなければ害はない」といった主張には科学的な根拠がありません。本事業における風力発電機は、国内で例のない大型のものであることから、施設の稼働による騒音・超低周波音が前例のないものとなる可能性があります。そのため稼働時の騒音・超低周波音の増加分は机上で予測するだけでなく、本事業が現時点で検討している最大の出力単位を持つ風力発電機と同等または最も近いものの騒音・超低周波音を実測調査するなど、超低周波公害に精通した専門家の意見などを踏まえて、適切な調査方法を十分に検討したうえで、最新の調査が行われることを要望します。ま</p>  | <p>低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成 28 年）によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされておりますが、地元の皆様のご懸念も踏まえて、本事業においては評価項目として選定させて頂いております。引き続き、最新の知見の収集に努めてまいります。</p> <p>また、本事業による騒音及び超低周波音の増加分を予測する際には、実際に使用予定の風力発電機について実測された値を使用いたします。調査、予測及び評価にあたっては、最新の各種マニュアルや指針値を用いて適切に実施いたします。</p> <p>現地調査については、稼働前における生活環境で</p>   |

|     |  |   |
|-----|--|---|
|     | <p>たその調査結果についても専門家からの意見聴取を行ったうえで、適切に予測および評価されることを要望します。地域住民の健康被害については、稼働前における事前調査と、稼働後の実態調査を行う等、被害の実態を把握するための調査を行うことを要望します。騒音・超低周波音は、三十三間山及び周辺のトレッキングコースを利用する登山者のみならず、施設周辺に生息する動物の生育環境にも重大な影響を与えることがわかっているため、国内外の調査報告を参照するなどして十分に考慮し、適切に予測評価されることを要望します。</p>                                     | <p>の現況を把握するために実施いたします。予測及び評価の結果によっては、稼働後の実態調査も実施いたします。調査、予測及び評価手法及び結果については、県、国の専門家による審査を受けてまいります。</p> <p>動植物についても、今後現地調査を実施いたします。その結果を踏まえ、工事にあたっては、可能な限り改変面積が小さくなるよう事業計画を検討し、影響についても、極力低減できる計画を目指してまいります。</p> <p>なお、弊社の既設風力発電所において、日々メンテナンス作業を実施している作業員が多くいるものの、健康に被害が出た事例はありません。</p> |
| 98  | <p>(2) 植物・生態系</p> <p>方法書における植生調査位置図は、三十三間山尾根部周辺に広い面積で分布するブナ・ミズナラ群落がほとんど欠けている等、現状を反映しておらず、調査位置の設定根拠が不明と思われます。そのため植生調査の実施については、方法書に記載の文献その他の資料をもとに、植物の調査に熟練した現地調査員により網羅的に調査されることを要望します。</p>  | <p>文献その他の資料の出版時より経年変化等があることも踏まえ、今後現地調査を実施いたします。</p>   |
| 99  | <p>(3) 動物（鳥類）</p> <p>コウノトリの調査については事業実施計画区域周辺に存在する巣塔に営巣する可能性もあることから、巣塔の位置を確認されることを要望します。繁殖期と育雛期には、複数の個体が三十三間山上空を往来し、事業実施計画区域周辺に飛来する可能性があるため、地元の状況に精通した専門家の意見を踏まえて、適切な調査方法を十分に検討したうえで、コウノトリの調査に熟練した現地調査員により実施されることを要望します。</p>  | <p>今後実施する現地調査においては、鳥類について調査を実施いたします。ご意見いただきましたコウノトリについても飛翔等について記録を行うこととしております。その飛来状況を踏まえ、適宜、必要な調査等については、検討してまいります。</p>  |
| 100 | <p>(4) 動物（鳥類以外）</p> <p>両生類の調査については、方法書の専門家の意見にもあるとおり、現地の状況に精通した専門家の意見を踏まえて、適切な調査方法や調査期間を十分に検討したうえで、調査に熟練した現地調査員により実施されることを要望します。方法書に示される風力発電機等輸送ルート及び工事関係車両走行ルートである北川源流域の既存林道及びその先の新設道路のルートと天増川沿いの既存道路周辺に、生息地、繁殖地が存在する可能性がある場合は、林道拡幅工事によって壊滅的被害を与える可能性があるため、林道拡幅工事は環境影響評価終了後まで延期されることを要望します。</p> | <p>今後実施する現地調査については、方法書段階での専門家の助言を踏まえ実施いたします。</p> <p>なお、本事業のための林道拡幅工事等については、環境影響評価書の届出が終了するまで実施いたしません。</p>   |

(意見書 65)

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解   |
|-----|---|--|
| 101 | <p>現今の我が国の電力需要に鑑み、持続可能な電力供給源として、風力発電は極めて有効な発電方法と思われます。各地に陸上洋上を問わず設置されるようになりました。今般私たちの地元、三十三間山は於ても計画がある、やに聞き及んでいますが、地元住民への環境面・生活面への影響はきわめて大であり、風力発電の設置には以下の事由により一考を要するものと思えます。</p> <p>1. ブナなどの大木を伐採することにより上水道の水源を三十三間山地域に設けている関係上、影響は甚大となります</p> | <p>地下水量は木を伐採したからと言って減少するわけではありません。地下水のもとになるのはその場所での降雨であり、それが土壌に浸透することによって地下水となります。樹木は自分の生育のために地下水を使用していますので、伐採後は一時的に地下水量は増加することが考えられます。</p> <p>地下水量の変化は地下水の入り口をふさぐことと地下水の新たな出口を作ることによって起こります。伐採した後を踏み固めてしまえばその場所への降雨は地下水となりません。本事業では一時的に出現する裸地の降雨は沈砂池に集めた上で周辺の土壌に浸透させる計画です。また、風力発電機設置場所毎</p> |

|     |  |  |
|-----|--|--|
|     |  | にボーリング調査によって地下水脈の有無を調査し、地下水脈深さまでの改変をしないことで地下水の変化を引き起こさないよう事業計画を策定いたします。  |
| 102 | 2. 景観の上から、山上に人工物を設置するのは当地方としては余りにも人家に近接していてふさわしくない | 景観への影響を極力低減するよう検討するとともに、皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。   |
| 103 | 3. 風力発電からの振動音が、地元住民への健康被害が発生することへの危惧がある。           | <p>風力発電機の稼働による振動の環境影響はないと考えておりますが、今後も最新の国内の知見を収集しながら事業計画を検討いたします。風力発電機の稼働による騒音については、現地調査において地域の現在の音環境を把握し、その上で地形や使用機種メーカーデータを基にしたシミュレーションにより稼働後の音環境を予測いたします。予測結果を踏まえて重大な環境影響を回避又は極力低減できるような事業計画を検討いたします。</p> <p>なお、低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成 28 年）によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされておりますが、地元の皆様のご懸念も踏まえて、本事業においては評価項目として選定させていただいております。引き続き、最新の知見の収集に努めてまいります。</p> |

(意見書 66)

| No. | 一般の意見の概要   | 事業者の見解  |
|-----|--|---|
| 104 | ・1 番の心配は騒音だと思う。経験がないのでどの程度なのか検討がつかない。耳障りな音が体に心はどう影響するかとても心配です。 | 風力発電機の稼働による騒音については、現地調査において地域の現在の音環境を把握し、その上で地形や使用機種メーカーデータを基にしたシミュレーションにより稼働後の音環境を予測いたします。予測結果を踏まえて重大な環境影響を回避又は極力低減できるような事業計画を検討いたします。   |
| 105 | ・落雷での影響  | <p>環境アセスメント手続きとは別に、基礎を含む風力発電機の設計は、「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」（平成 9 年通商産業省令第 53 号）により、落雷や地震、台風等を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うこととなっております。更に、同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。</p> <p>今後の本事業の詳細設計にあたっては、関係法令に準拠し適切に設計いたします。</p> |
| 106 | ・低周波音による人体への影響   | 低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成 28 年）によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされておりますが、地元の皆様のご懸念も踏まえて、本事業においては評価項目として選定させていただいております。引き続き、最新の知見の収集に努めてまいります。                     |
| 107 | ・すばらしい三十三間山の景色を風力発電機で汚し  | 景観への影響を極力低減するよう検討するととも  |

|         |                          |
|---------|--------------------------|
| てほしくない。 | に、皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。 |
|---------|--------------------------|

(意見書 67)

| No. | 一般の意見の概要                  | 事業者の見解   |
|-----|---------------------------|--|
| 108 | すばらしい景色が心配です。<br>音がするのでは？ | 景観への影響を極力低減するよう検討するとともに、皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。<br>風力発電機の稼働による生活環境における騒音については、現地調査において地域の現在の音環境を把握し、その上で地形や使用機種メーカーデータを基にしたシミュレーションにより稼働後の音環境を予測いたします。予測結果を踏まえて、重大な環境影響を回避又は極力低減できるような事業計画を検討いたします。 |

(意見書 68)

| No. | 一般の意見の概要   | 事業者の見解   |
|-----|--|--|
| 109 | ①過去の事故原因への対策について<br>経済産業省電力安全課『新エネ事故対応 WG の審議対象及び水平展開ルールの明確化等について』(令和 4 年 1 月 12 日)によると、2014 年 2 月以降の約 8 年間で計 38 件の事故案件が審議されている。また、経済産業省産業保安グループ電力安全課『令和 3 年度における最エネ設備に係る事故発生状況について』(令和 4 年 3 月 29 日)によると、令和 3 年 4 月から令和 4 年 2 月までに発生した風力発電発電設備事故は 24 件である。三十三間山における風力発電事業計画においてはこれら過去の事故原因はすべて対策がなされているのか。今回建設を検討されている風力発電は最大高さが 180m という巨大設備であり、かつ山頂という事故時の対応が困難な場所であることもあり、些細な事故でも沈静化や復旧が難しく、周囲の環境・生物・住民に多大な影響を及ぼす可能性が大きい。よって最低限の条件として過去に発生した事故への対策は実施されている必要があると考え、対策がなされていないのであれば、本事業には反対である。 | 環境アセスメント手続きとは別に、基礎を含む風力発電機の設計は、「電気事業法」(昭和 39 年法律第 170 号)に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」(平成 9 年通商産業省令第 53 号)により、落雷や地震、台風等を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うこととなっております。更に、同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。<br>今後の本事業の詳細設計にあたっては、関係法令に準拠し適切に設計いたします。 |
| 110 | ②環境保全について<br>本事業の目的として「脱炭素化による地球環境保全への貢献」とあるが、安定的な発電が行えない風力を含む再生可能エネルギー発電では、バックアップのために安定電源である火力発電が同時に必要となる。よって風力発電では脱炭素化に貢献しない。また、風力発電機の製作や運搬、設置、修繕、廃棄時に大量の二酸化炭素を排出し、工事時や運用開始後に森林や河川、生態系などの環境を破壊する。以上の通り、風力発電を拡大したところで環境保全にはならないどころか逆効果であるため、本事業に反対する。   | 「令和 4 年度エネルギーに関する年次報告」(経済産業省資源エネルギー庁、令和 5 年 6 月)では、今後、2050 年カーボンニュートラルの実現を見据えると、風力発電を含めた再生可能エネルギーの更なる導入拡大は不可欠であると記載されています。<br>可能な限り環境への重大な影響を回避又は極力低減できるよう、事業計画を検討いたします。   |
| 111 | ③脱炭素化について<br>そもそも脱炭素化を推進することに意義があるのかどうか疑問である。昨今の地球温暖化は人間活動により排出される二酸化炭素が原因であるとされているが、この説が正しいかどうかは証明されていない。IPCC は人為的二酸化炭素原因説を前提に議論を行い、脱炭素を推進しているが、この前提が正しいかどうかは検証されていない。<br>さらに、クライメートゲート事件で IPCC が根拠と  | IPCC の報告書は、気候変動は人為的二酸化炭素の排出が原因であるということを前提に議論を行っているものではなく、国立環境研究所の HP にも記載されているとおり、1990 年頃から不確実性を含めて議論されてきておりました。なお、気温データやシミュレーションモデルの精度の向上による気候システムの理解が進んだことにより、最新の IPCC の第 1 作業部会の第 6 次評価報告書内では、「人間の影響が気候システムを温暖化させてきたのは疑う余地がない」                    |

|     |  |   |
|-----|--|---|
|     | <p>するデータが捏造されていたことも明らかになっている。</p> <p>また、過去の地球の気候を調査した結果、大気中の二酸化炭素濃度とは無関係に変動している（東京大学名誉教授渡辺正）。現代よりも人為的二酸化炭素排出量が少なくても温暖な時代もある。（縄文時代など）</p> <p>仮に人為的二酸化炭素排出が地球温暖化の主因であるとしても世界全体での日本の二酸化炭素排出量割合は世界全体の 3.2%（2018 年、国際エネルギー機関）であり、日本が二酸化炭素排出を抑制したところで地球温暖化対策としてはほぼ無意味である。</p> <p>一方で二酸化炭素は植物や植物性プランクトンの生育に必須であり、大気中の二酸化炭素濃度が上昇すればこれらが増殖し、自然が豊かになり、食物連鎖により動物も豊かになる。昨今は食糧危機が懸念されており、人間にとっても望ましいことだと考える。</p> <p>以上の通り、脱炭素の推進自体に大いに議論の余地があるため本事業に反対する。</p> | <p>となり、初めて不確実性の表現が外れた形となりました。</p>   |
| 112 | <p>④運用開始後の保守や事故時の対応、耐用期間経過後の廃棄について</p> <p>貴社のホームページによると貴社の資本金は 9,500,000 円となっている。この会社規模では運用中の保守や事故時の対応、耐用期間経過後の廃棄対応について適切に実施されるかどうか懸念がある。特に廃棄に必要な費用は建設開始前に確保しておかなければ、万が一貴社が本事業から撤退となった場合に、風力発電機が放置されかねない。なお、廃棄費用などを FIT/FIP 制度による利益で積み立てることは、結局国民の電気代に上乗せして負担を国民に転嫁しているにすぎないため認められない。</p>  | <p>本事業地である国有林の借用条件には、事業終了後に地権者と協議の上、撤去の後、原状復旧をして返地すること、適切に維持・管理するとともに撤去することが含まれております。</p> <p>また、本事業は、弊社だけではなく、国内の大手企業も含めた特定目的会社（SPC）にて事業運営する予定です。仮に弊社が撤退した場合においても、引き続き運転・保守・撤去が可能であると考えております。なお、撤去費用についても経済産業省の事業認定を受けるとともに、事業全体の資金計画は融資を受ける銀行の審査を受けることになります。</p> <p>資本金は企業の資金力を表すひとつの指標ではありますが、そのみではないことをご理解いただけるよう努めるとともに、引き続き皆様のご理解を得られる事業となるよう努めてまいります。</p> |
| 113 | <p>⑤低周波等による健康被害について</p> <p>風力発電では低周波による付近の住民への健康被害が懸念される。本事業計画では最寄りの住宅までの距離が 1.6km、学校は 2.8km ということだが、これは十分な安全距離とは言えないのではないか。例えばイギリスの洋上風力発電では 100km～160km 離れているものが多い（インペリアルカレッジの 2013 年調査）。万が一、健康被害が出た場合、住民は我慢するか引っ越ししかない。我々住民にとっては故郷を奪われかねない事業である。</p> <p>貴社の代表者が本風力発電機の付近に引っ越して住民と苦楽を共にするくらいの覚悟がないのであれば、断固中止を求める。</p>   | <p>低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成 28 年）によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされておりますが、地元の皆様のご懸念も踏まえて、本事業においては評価項目として選定させていただいております。引き続き、最新の知見の収集に努めてまいります。</p>   |
| 114 | <p>⑥電気代について</p> <p>風力や太陽光による発電分は再エネ賦課金という形で国民の電気代に上乗せされ、事業者はほぼ確実に儲かるが、国民の負担は増えるという構図になっている。一例として、秋田県能代火力発電所と周辺の風力発電所の電気代を取り上げると、風力発電は 1kw1 時間を 32 円で売電しており、火力発電は 1kw1 時間で約 4 円となっている。</p> <p>環境への貢献もない風力発電が稼働すると国民は差し引き 28 円の負担増となる（キャノングローバル戦略研究所杉山大志）。本事業が完成すると貴社は FIT/FIP 制度によって濡れ手に粟で儲かるかもしれないが、国民は税や社会保険の国民負担が増え続け、</p>   | <p>風力発電を含め、太陽光発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電といった再生可能エネルギーの導入促進のため、国による固定価格買取制度等があり、電気を使用するすべての方が、再エネ賦課金という形で、月々の電気料金と併せて負担しています。</p> <p>これは再生可能エネルギーの普及を進め、エネルギー自給率の上昇による化石燃料への依存度の低下、燃料価格の変動による電気料金の乱高下を抑えるといった目標があるものですので、ご理解いただけますと幸いです。</p>   |

|     |   |                                |
|-----|---|--------------------------------|
|     | 実質賃金が減少を続けている中でさらなる負担増となるため、本事業に反対する。   |                                |
| 115 | ⑦意見を聴取した専門家について<br>調査、予測および評価の手法について意見を聴取した専門家の所属と氏名を明らかにされたい。<br>身元が不明のままでは貴社との利害関係や意見の妥当性が判断できない。 | 個人情報保護の観点から、専門家の氏名等は匿名としております。 |

(意見書 69)

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解  |
|-----|---|---|
| 116 | 1 心配な点<br>(1)風車騒音、低周波騒音による住環境、健康被害の問題が、時々問題となっているように聞きます。<br>(2)800m級の急峻な山地で、高さ180mもの巨大風車、17基建設、そのための取り付け道路建設など、山岳地での大規模工事となり、がけ崩れや大雨による濁水の流出など、河川、上水道水源水の汚染などが予想され、完成後の維持管理も大変であろうと想像されます。                 | 風力発電機の稼働による騒音については、現地調査において地域の現在の音環境を把握し、その上で地形や使用機種メーカーデータを基にしたシミュレーションにより稼働後の音環境を予測いたします。予測結果を踏まえて重大な環境影響を回避又は極力低減できるような事業計画を検討いたします。低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(環境省、平成28年)によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされておりますが、地元の皆様のご懸念も踏まえて、本事業においては評価項目として選定させていただいております。引き続き、最新の知見の収集に努めてまいります。<br>また、風力発電所設置工事において、一時的に裸地が存在します。その裸地に降った雨によって濁水が発生することがあります。その濁水は沈砂池に集め、濁水濃度を緩和した上で、河川から離隔が取れる場所で周辺土壌に浸透させる計画です。浸透後に、湧水となって湧出する際には濁りが取れています。また、河川から離れた場所から放流することで河川への直接混入を避ける計画です。風力発電機設置場所付近では詳細な地質調査を行い、本事業に起因した土砂災害が起こらないよう、自治体の関係部署とも話し合いながら事業計画を策定いたします。 |
| 117 | 2 先進地視察会の実施を 今までの説明会などで出された意見等に対して、すでに先進地での実績があると思うので、これらの問題点に取り組んできた近場先進地視察会(バス1台30~35人ぐらい、日帰り)を実施してほしい。その参加者には、①役場担当者、②議会代表者③地元集落役員④地元地区希望者(多ければ抽選でも)などを入れてほしい。   | 先進地視察会については、既に一部の議会や区の役員により自主的に実施していただいております。要請に応じて弊社がアテンドし実施することも関係者と協議してまいります。  |
| 118 | 3 地元メリットの提示を 地元市町、集落は、眺望、環境面で被害を受けることも多いと思われるので、それらを補償する優遇策を提示してほしい。これも今までの先進地の例が参考になると考えられます。<br>(優遇策例)<br>(1)発電した電力による還元 ①ふるさと納税による返礼品としての電気代券②地元公共施設(公民館、図書館、体育館等の電気代負担)<br>(2)その他、各地の事例を参考に、地元担当者と話し合いで | 優遇策については、(2)として例示頂いたように、今後事業の熟度が上がっていく中で、各地の事例を参考に、関係地区長や地元関係者と協議していきたいと考えております。  |
| 119 | 4 説明会意見のQ&A 地元チラシの発行を 今までに<br>出された意見に対する回答を Q&A の形でプリント   | 関係行政・地区長の皆様と協議の上、どの様な形で実施すべきか検討し、対応させていただきます。   |

|  |                                |  |
|--|--------------------------------|--|
|  | して地元民に配布してほしい。<br>以上よろしくお願ひします |  |
|--|--------------------------------|--|

(意見書 70)

| No. | 一般の意見の概要   | 事業者の見解  |
|-----|--|---|
| 120 | <p>風力発電については最近では、全国で次々と環廣や健康被害問題により中止となっている。</p> <p>三十三間山も、状況には変わりなく同じような問題が存在する。</p> <p>特に、三方五湖や琵琶湖等、貴重な生態系が存在し、これを壊すことはあってはならない。生態系、水源に大きな悪影響を及ぼす事は明白であり、反対する。</p>   | <p>ご意見にある生態系や水質を含む環境影響評価項目について、今後現地調査を実施した上で、本事業による影響を予測及び評価いたします。</p> <p>なお、風力発電機設置場所付近では一時的に裸地ができますが、そこへの降雨は沈砂池に集め、周辺の林地に土壌浸透させる計画です。また、濁水を周辺の河川に流さないよう、沈砂池排水口は河川から十分に離れたところに計画いたします。</p> <p>地下水が湧出して河川水のもとになりますが、湧水として湧出する水には濁りはありません。</p>                   |
| 121 | <p>地中杭については、図面では寸法等が確認できなかったが、驚くべき本数の非常に深い杭を山に打ち込めば、水源や自然環境に大きな負荷を与えるのは明白。</p> <p>寸法を明記していないのにも悪意を感じる。</p> <p>山崩れなどの災害の恐れもあり、絶対に反対。</p> <p>三十三間山は里山の一部として生活に密着しており、地元民にとっては生活の一部である。今は、使用されることも少ないが、ご先祖様より大事にされてきた地元の宝物であり、信仰の対象でもある。</p> <p>これを踏みにじるような大工事は絶対に反対する。</p> | <p>風力発電機設置場所毎にボーリング調査によって杭基礎かコンクリート自重式のベタ基礎かを選定します。いずれの場合でもボーリング調査によって地下水脈の有無を調査し、地下水脈深さまでの改変をしないことで地下水の変化を引き起こさないよう事業計画を策定いたします。</p> <p>また、風力発電機設置場所付近では詳細な地質調査を行い、本事業に起因した土砂災害が起らないよう、自治体の関係部署とも話し合いながら事業計画を策定いたします。その結果を踏まえて、地中杭の長さや構造等の詳細設計をまいります。</p>      |
| 122 | <p>高島市には大きな産業は無く、環境が重要な収入源になっている。</p> <p>特に、中央分水嶺・高島トレイルには各地より多くの登山者でにぎわっている。</p> <p>この登山道からすぐの山であり、巨大な風車はせつかくの素晴らしい景観を台無しになってしまい、登山客は減少することは明らか。</p> <p>高島市の経済にとっても大きな痛手となる事は明らかであり反対する。</p>  | <p>高島トレイルの利用状況を確認するとともに、関係機関と協議を重ね、観光事業と本事業とが共存可能な計画となるよう引き続き検討してまいります。</p> <p>風力発電機が視野角 1.5 度以上で視認される可能性がある範囲内に位置する高島トレイルのコースにおいて、ビュースポットが特定された場合には、準備書において景観の調査地点として追加選定し、現地調査、予測及び評価を行ってまいります。</p>   |
| 123 | <p>高島市は「原子力災害対策重点区域」であり、普段より住民は不安を感じて生活している。</p> <p>そこに新たに安全性の検証もままならない巨大な風力発電を作ることは不安を増大させるだけであり、子供達や孫の世代に負の遺産を残す事は絶対にしたくない。</p>  | <p>環境アセスメント手続きとは別に、基礎を含む風力発電機的设计は、「電気事業法」(昭和 39 年法律第 170 号)に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」(平成 9 年通商産業省令第 53 号)により、落雷や地震、台風等を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うこととなっております。更に、同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。</p> <p>今後の本事業の詳細設計にあたっては、関係法令に準拠し適切に設計いたします。</p> |

(意見書 71)

| No. | 一般の意見の概要   | 事業者の見解   |
|-----|--|--|
| 124 | <p>「(仮称) 三十三間山風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧しての意見書</p> <p>配慮書の意見書締め切り後、2022 年 11 月学会誌で新種記載が発表された「ヒメタゴガエル」は、福井・京都・滋賀・兵庫・鳥取の各府県で生息が確認されている。本種は成体の体長がタゴガエルに比べ 1cm 程</p> | <p>いただきましたご意見は、今後実施する現地調査において、参考にさせていただきます。ホムラハコネサンショウウオ及びヒメタゴガエルについては、今回の福井県 RDB が見直される際は確認いたします。</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>度小さく、さらに、後肢の水掻きが小さい。また、鳴声にも違いがあり、産卵期が4月とタゴガエルより1ヶ月ほど早いなどの違いがある。</p> <p>福井県では、美浜町・おおい町と若狭町の3地点で確認されている。最近に発表されたため、県内全域が調査の空白地域で今後の調査で増える可能性が大である。同様に事業区域も全くの空白地域である。2023年、福井県内の分布調査を始めたが、詳細な調査の継続が必要である。</p> <p>工事中及び施設の稼働期間中に、本種の生息する水環境と陸環境にダメージを与えないよう留意してもらいたい。</p> <p>今回の福井県 RDB が見直しされる時、国内の分布域が狭く生物地理学的にも重要な種である「ホムラハコネサンショウウオ」と国内の分布域が限定的な種である「ヒメタゴガエル」は、本県の両生類として非常に貴重な種であり絶滅危惧種として記載が必要であると考えられる。</p> |  |
|---|--|

(意見書 72)

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解   |
|-----|---|--|
| 125 | <p>①安全保障環境に関する懸念<br/>イ) 自衛隊あいばの、小松基地があり電波障害がおきかないか。<br/>ロ) Jアラートへの影響はおきかないか。</p>  | <p>レーダーや Jアラート等の国土防衛上の確認事項については、関係機関に確認を行い、国土防衛に重大な影響が及ばないような事業計画を検討いたします。</p>   |
| 126 | <p>②地球環境悪化の懸念（地球温暖化など）<br/>イ) 土砂災害の懸念<br/>ロ) 生物多様性の消失の懸念<br/>ワンプラネットサミットの京都新聞（2021. 3. 19）記事より<br/>生物多様性とは、遺伝子から生物種、熱帯林やサンゴ礁などの生態系まで、地球上の多様な生物の存在とそのつながりのことを指す。<br/>グレッチェン・ディリー米スタンフォード大教授（生態学）の話<br/>人間活動による生物多様性の消失は極めて深刻で、現在の状態は人類誕生以来、最低のレベルになった。地球上の生命を支えている生物多様性の崩壊を防ぐために、われわれは社会や経済の姿を早急に根本から変えなければならない。小さなハチは植物の受粉を媒介する。樹木には気候を安定させる力があり、地下の根は水質浄化に貢献している。だがこれらの恩恵は人間の目にはなかなか見えにくい。生物多様性を守るために重要なことは『生態系サービス』と呼ばれる生物がもたらすこのような恩恵を適切に評価し、それを全ての意思決定の中で考慮しなければならない。<br/>琵琶湖は近畿 1400 万人の水瓶であり、滋賀から京都、大阪、神戸の方にまで水が供給されています。その琵琶湖を支えているのが周辺の山々で、ブナ、ミズナラ等の広葉樹は保水力もあり、琵琶湖の水源林です。貴社の計画されている風力発電施設の建設予定地は琵琶湖の水源林地帯です。<br/>せめて、今の自然を未来をにう子供達へつないでいかなければ、つないでいきたいと思っております。</p> | <p>ご懸念されているような災害が起きないように、防災上の観点からの協議は環境アセスメント手続きとは別に実施する森林法に基づく手続きの中で、林野庁をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行ってまいります。</p> <p>また、本事業には、琵琶湖へ流れ込む河川の集水域を含んでいないことから、琵琶湖の水源への影響はないと考えております。</p> <p>なお、地下水量は木を伐採したからと言って減少するわけではありません。地下水のもとになるのはその場所での降雨であり、それが土壌に浸透することによって地下水となります。樹木は自分の生育のために地下水を使用していますので、伐採後は一時的に地下水量は増加することが考えられます。</p> <p>地下水量の変化は地下水の入り口をふさぐことと地下水の新たな出口を作ることによって起こります。伐採した後を踏み固めてしまえばその場所への降雨は地下水となりません。本事業では一時的に出現する裸地の降雨は沈砂池に集めた上で周辺の土壌に浸透させる計画です。また、風力発電機設置場所毎にボーリング調査によって地下水脈の有無を調査し、地下水脈深さまでの改変をしないことで地下水の変化を引き起こさないよう事業計画を策定いたします。</p> <p>今後実施する現地調査においては、植物相及び植生についても調査を実施いたします。工事にあたっては、可能な限り改変面積が小さくなるよう事業計画を検討し、影響についても、極力低減できる計画を目指してまいります。</p> |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | <p>ます。そう思われませんか。<br/>計画の白紙撤回をお願いいたします。<br/>以下余白</p> |  |
|--|---|--|

(意見書 73)

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解  |
|-----|---|---|
| 127 | <p>(仮称) 三十三間山風力発電事業環境影響評価方法書への意見書</p> <p>貴社が作成した環境影響評価方法書(以下、方法書という)に記載している対象事業実施区域(以下、計画地という)は、当該地域に形成されている生態系の頂点に位置するクマタカが複数ペア生息し、イヌワシは近隣生息地からの飛来が観察されるなど希少猛禽類が多く生息している。そのため風力発電施設(以下、風車という)の建設工事段階で、希少猛禽類の繁殖に重大な影響を及ぼすこと、そして、風車の稼働後にはバードストライク等が発生することが大きく危惧される。</p> <p>計画地周辺の地質は脆く、大雨による土砂崩れで林道が崩壊したり、麓の農業用溜池や用水路が埋まったりすることが頻発している。風車建設用の林道を尾根付近に新設することでこのような災害が新たに発生することも危惧される。</p> <p>地域住民にとって計画地の主峰である三十三間山は、朝な夕なに手を合わせて拝む精神的な拠り所であり、そこに風車を並べることは地域住民の心を踏みにじることとなる。</p> <p>以上のような理由から、当該地域は計画地として不適切であり、環境影響評価準備書の作成に進まずに、現段階をもって計画の中止を検討すべきである。</p> <p>なお、以下の意見は、前述の立場に立ったうえで、方法書の記載内容について意見を述べるものであり、方法書以降の現地調査の段階に進むことを容認するものではない。</p> | <p>風力発電機設置場所付近では詳細な地質調査を行い、本事業に起因した土砂災害が起こらないよう、自治体の関係部署とも話し合いながら事業計画を策定いたします。その結果を踏まえて、管理用道路等の詳細設計をまいります。</p> <p>バードストライクについては、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省)などのガイドラインを参考にし、最新の知見についても収集に努め、バードストライクへの影響を回避又は極力低減できるよう本事業における環境保全措置を検討してまいります。</p> |
| 128 | <p>1. クマタカ・ハチクマ・サシバの営巣放棄、バードストライク、障壁障害の発生が危惧される</p> <p>冒頭に記述したように、計画地は地域生態系の頂点に位置し、環境省レッドリストで絶滅危惧 1B 類、福井県版レッドリストで絶滅危惧 I 類に指定されているクマタカが複数ペアで生息している。また、繁殖期にサシバが確認されており、繁殖しているものと考えられる。</p> <p>計画地南部では崩壊していた「白屋林道」の修復工事に伴い延長工事が森林組合によって既に始まっており、また、今後予定されている風車の機材を運搬するための新たな林道を尾根部分の広葉樹林内に建設していく工事の影響によるクマタカの営巣放棄が発生することが考えられ、稼働後はバードストライクの発生が予測される。</p> <p>また、ハチクマやサシバなどが春と秋に渡りを行う経路が計画地と重なっており、バードストライクや障壁障害の発生が予測される。</p>  | <p>今後実施する現地調査においては、鳥類についても調査を実施いたします。特に、渡り鳥や希少猛禽類については、定量的な解析が可能となるよう調査を実施いたします。バードストライクについては、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省)などのガイドラインを参考にし、最新の知見についても収集に努め、バードストライクへの影響を回避又は極力低減できるよう本事業における環境保全措置を検討してまいります。</p>                                   |
| 129 | <p>2. イヌワシの計画地への飛来は現在も続いている</p> <p>現在、国内のイヌワシ個体群は減少の一途を辿っており、かつての生息地から個体が消える現象が次々に発生している。計画地周辺にはかつてイヌワシの営巣地が存在していた。現在では、近隣の営巣地からの飛来と思われる個体が時々見られる。</p> <p>一方、イヌワシの営巣環境は急峻な崖地であり、そ</p>   | <p>今後実施する現地調査においては、鳥類についても調査を実施いたします。特に、イヌワシを含む希少猛禽類については、定量的な解析が可能となるよう調査を実施いたします。バードストライクについては、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省)などのガイドラインを参考にし、最新の知見についても収集に努め、バードストライク</p>  |

|     |  |   |
|-----|--|---|
|     | <p>こには森林、草原、崩壊地がモザイク状に分布する。計画地の主峰「三十三間山」の南側稜線部には草原が広がり、計画地南端「轆轤山」は土砂流出による裸地が広く存在しており、イヌワシにとって探餌場所とする可能性が高い場所と言える。このような環境は福井県内でわずかしがなく、その環境を保全し続けることは、将来的にイヌワシの個体群が再生していく際に、安定的な個体群維持の一助になる。</p> <p>また、積雪期には計画地にイヌワシとオジロワシが同時出現し、イヌワシがオジロワシを攻撃する行動が見られたこともあり、計画地周辺にイヌワシの営巣地はないにしても、計画地はイヌワシにとって重要な場所であることが明らかである。</p> <p>こうしたことから、工事開始によりイヌワシの探餌行動が妨げられ、稼働後にはバードストライクの発生が予測される。よって、現在繁殖ペアがいないとしても、イヌワシがいない環境として開発行為を行うのではなく、イヌワシがいた環境として扱い、かつて繁殖ペアがいた環境のまま保全するという対応が必須である。</p> <p>すなわち三十三間山は、我々福井県民が子孫に継承していくべき重要な自然遺産であるということを、事業者は深く理解すべきである。</p> | <p>クへの影響を回避又は極力低減できるよう本事業における環境保全措置を検討してまいります。</p>  |
| 130 | <p>3. 福井県内の「猛禽類専門家等からの意見」聞き取りが必要</p> <p>鳥類専門家と猛禽類専門家の3名から聞き取りを行っているが、福井県内で長年調査研究を続けている猛禽類の専門家からの聞き取りがされていない。三十三間山周辺のイヌワシ、クマタカについてよく分かっている専門家を外して聞き取りをしても、調査方法に関してのアドバイスを受けたことにはならない。</p> <p>猛禽類調査は、「前倒し調査」が2022年12月から開始されているのを現地で確認している。「方法書」P.403の猛禽類専門家は「12～2月の調査結果を見たところ、妥当なデータが得られていると思う。」としているが、これからも、前倒し調査が昨年12月に始まっていて、2月までの調査結果がこの「専門家」によって評価されていることが分かる。</p> <p>地元福井県内の猛禽類専門家のアドバイスを受けることなく調査を進めているが、繁殖期2年目の調査を始める前に、是非とも地元福井県内の猛禽類専門家のアドバイスを受けて適正な調査方法をとることを求める。</p>   | <p>いただきましたご意見を参考に、専門家の選出に留意いたします。なお、本事業においてアドバイスをいただきました専門家について、専門性及び中立的なお立場からの助言であったものと考えております。</p>    |
| 131 | <p>4. 鳥類の調査にレーダーによる調査が必要</p> <p>計画地は小鳥類の渡り経路となっており、夜間音声調査だけでは、飛行経路と飛行高度が把握できないので、レーダーによる調査が必要である。</p> <p>調査時期は、小鳥類が多く渡る2月中旬から3月上旬、10月下旬から11月上旬にそれぞれ複数日行い、水平照射と垂直照射の2方向の調査が必要である。</p>   | <p>本事業地内において、レーダー調査について検討いたしました。機材を搬入するために必要な幅員の林道が整備されておりません。そのため、本事業地においてはレーダー調査の実施は難しいと判断いたしました。</p> |
| 132 | <p>5. 希少猛禽類の定点観察法に関して</p> <p>クマタカの行動圏を把握するためには、計画地北西部および計画地南西部での調査が手薄になっている。そこで、1日の調査に9定点9人を配置するとしているが、少なくともこれらに新たに2地点の調査定点を加え、11定点11人を配置することが必要である。また、調査員は新人ではなく熟達調査員の配置が必要である。</p>   | <p>調査地点については、クマタカの出現状況に応じて変更することを検討しており、より適切となるよう調査を実施いたします。</p>  |

|     |  |  |
|-----|--|--|
| 133 | <p>6. サシバ・ハチクマなど猛禽類の渡り調査に関して「渡り鳥調査地点」の6箇所のうち、3箇所は、計画地から北に8.25km、西に11.25km、南に7.5kmも離れた地点に設定してある。この3点は、福井県の美浜町、若狭町、小浜市におけるタカの渡りの大まかな経路解明につながるが、計画地を通過する小鳥類やサシバ・ハチクマなどの渡りの詳細で正確な渡り経路を把握し、バードストライクの危険性が生じないかを評価することにはつながらない。方法書P.355で設定根拠を述べているが、小鳥類の渡り調査とサシバ・ハチクマなどの猛禽類の渡り調査が混在している。</p> <p>小鳥類の渡り調査を昼間目視で行い、種の同定が可能な定点は、計画地内の主稜線部の2箇所のみで調査定点が少ない。また、計画地の猛禽類の渡り経路を把握するには、計画地西側から主稜線を見上げる事のできる複数地点と計画地南部の「轆轤山」周辺に定点を何箇所か構える必要がある。</p> <p>このように、渡りの調査定点の配置に問題点が多くあり、地元の猛禽類専門家の意見を聴取して、それを参考にし、しっかりした調査結果が得られるように方法の再検討を求める。</p> | <p>いただきましたご意見を参考に、渡りの調査地点については、再検討をいたします。なお、渡り調査については、ガン類、カモ類、ハクチョウ類、小鳥類、猛禽類を対象としております。</p> <p>渡り鳥のバードストライクの予測を行うため、定量的な解析が可能となるよう、調査を実施いたします。</p> |
|-----|--|--|

(意見書 74)

| No. | 一般の意見の概要   | 事業者の見解   |
|-----|--|--|
| 134 | <p>(仮称)三十三間山風力発電事業に対する、環境影響評価方法書への意見書</p> <p>表題通り、環境影響評価方法書に対する意見書を提出する。総じて設置反対の立場をとる。</p> <p>以下、各論を列挙する。</p> <p>◆防衛省等に関する記載がない</p> <p>防衛省のWebサイトには、「風力発電設備が自衛隊・在日米軍の運用に及ぼす影響及び風力発電関係者の皆様へのお願い」との見出しのページがある。風力発電所は空間を遮るので、既存のレーダー設備や機器・通信等に影響を与え、場合によっては故障させ、日米両陸海空軍・米国海兵隊の活動・運用に影響が出る可能性が十分ある。設置地周辺には約50km圏内程度で簡単に調べたものでも、陸上自衛隊今津駐屯地、航空自衛隊饗庭野分屯基地、海上自衛隊舞鶴航空基地、陸上自衛隊大津駐屯地が存在する。計画段階環境配慮書(以下、配慮書)・環境評価方法書(以下、方法書)にはそれらに関して記載がないようだが、この点は配慮・折衝がなされているのか。</p> <p>最近でも北朝鮮からのミサイルが日本海に打ち込まれているのを見ても、それを一刻も早く察知するためにレーダー設備がある。国防は発電所設置以上に関心度・優先度が高いので、そちらに影響があってはならない。相談・連携等が十分なされていないのだとすると、白紙撤回・計画練り直しは十分にあり得る。そのことは恐らく設置者側も分かっているはずだ。</p> <p>同じことは通信・気象業務にも言えることは想像でき、レーダー波を利用するその他機関も横断的に許諾・折衝を取る必要があると考えるが、記載が見当たらない。</p> | <p>レーダー等の国土防衛上の確認事項については、関係機関に機種・設置場所が決定次第確認を行い、国土防衛に重大な影響が及ばないような事業計画を検討いたします。</p> <p>通信・気象観測用のレーダーについても同様に位置を確認の上、必要に応じて関係機関と協議を行い、レーダーに重大な影響が及ばないような事業計画を検討いたします。</p> |
| 135 | <p>◆中国問題</p> <p>現在、風力発電機メーカーの世界市場シェア(2020年)は約5割が中国、約8割は国外企業である。入</p>   | <p>本事業で使用予定の風力発電機の機種はまだ決定しておりません。</p> <p>中国メーカーは製造販売で世界一の実績がありま</p>  |

|     |   |  |
|-----|---|--|
|     | <p>札を経ると、コストで有利な中国企業が落札する公算が高い。システムもほとんど中国製になる。配慮書には「配慮が特に必要な施設を～」と、騒音が少ない機種を選定するとあるが、民族浄化されようとしているウイグル民を強制労働させて作らせたものであるとの話を聞く。</p> <p>中国は、日本の各都市・原発施設に向けてミサイル攻撃計画を公表している国家である。出来るだけ中国製を使ってもらいたくないし、参画企業・下請けに至るまで、中国系の企業を使ってもらいたくない。北海道では、中国は風力・太陽光発電の設置の際に地下資源を調べていて、その情報を元に中国人・企業がその土地を合法的に所有していると聞く。日本人・日本企業が対中国に対して同様のことをすることは出来ずに外交における相互主義に反しているのが現状である。</p> <p>たとえ運営に中国が関わらなかったとしても、それを導入・利用して日本のインフラである電力供給を担わせるのは、結果的に中国の悪手に日本が加担することになり、日本の正義に反する。</p>   | <p>すが、その殆どは中国国内設置向けであると認識しております。</p> <p>また、本事業は、弊社だけではなく、国内の大手企業も含めた特定目的会社（SPC）にて事業運営する予定です。国内企業のみで結成する予定です。</p>   |
| 136 | <p>◆騒音・超低周波音の調査についての検討が不十分</p> <p>騒音や低周波は、地形だけではなく雲によっても広範囲に影響を及ぼすことは周知の事実。影響の範囲を「予測」で調査される様だが、実態はどうなるかわからないし、もしそこで被害がでないかと判定された場所は現実に起これば「話が違う」となりかねず、被害が出たといっても設置後に造ってから停止・解体することなど基本的に出来ない。泣き寝入りや補償、転居などを余儀なくされる可能性がある。そういった公害のものは、設置者側の社長・社員がその被害現場の最前線で住み、それを体験して初めて問題・被害が共有できるし、その態度が周辺住民も納得させられるものである。先祖代々その土地を大切にしてきた人々の思い・願いがあるのに、それを崩しているばかりか、新たな被害者を生んでしまう可能性もあるので、よほど配慮した事業の検討が必要である。</p> <p>こういったものを評価するなら、普通は他の風力発電事業で現実に被害にあった方々が、どういう問題が起こったのか・原因は何なのかを尋ね、関係自治体や住民と確認共有し慎重に選択、そして最終的にはもし被害者が出てしまっても十分に対応するのが筋である。しかし、各書類にはその行動・対応指針等の配慮が見えない。</p> | <p>低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成 28 年）によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされておりますが、地元の皆様のご懸念も踏まえて、本事業においては評価項目として選定させていただいております。引き続き、最新の知見の収集に努めてまいります。</p> <p>稼働後の騒音及び超低周波音については、本事業による影響等が発生した場合については、関係者と協議の上、原因の特定に努め、必要な対応・対策を実施いたします。</p> <p>なお、現在までに全国にある弊社の既設風力発電所において、騒音及び超低周波音について問題が起きた事例はありません。</p> |
| 137 | <p>◆周辺動植物に対する配慮が不十分</p> <p>風力発電は風によるエネルギーを横取りし風車の回転エネルギーに変換するので、その風エネルギーを使っていた植物に影響を及ぼすことは知られている。植物は葉の表面から水分を蒸発させているが、その為に最低でも弱い風が必要。そのエネルギーを人間が横取りしようとするものなので、発電機の風下になる地域、冬季は季節風により滋賀県側の動植物へ影響が懸念される。未知である自然に対しての具体的な被害が出た場合の対応にどの程度予測・計算があり対応可能なのか。それが見当たらないので配慮が不十分と考える。</p>   | <p>いただきましたご意見は、今後実施する現地調査において、参考にさせていただきます。有識者等の助言及び最新の知見を取り入れつつ動植物の調査についても実施してまいります。準備書以降において調査及び予測結果を踏まえた、環境保全措置についても、お示しさせていただきます。</p>  |
| 138 | <p>◆獣害について</p> <p>令和 5 年は酷暑であったために動物の人里出没が多いと聞くが、それ以外にも太陽光発電施設や風力発電の設置・低周波問題で多く発生していると聞く。環境変化に敏感な獣は、そういった環境変化を人間</p>  | <p>風力発電機の存在や低周波音によって獣害の生息範囲が里山へ広がったという現象については、現時点ではそのような事例の把握はできておらず、推定することは難しいと考えていますが、ご懸念の件については、今後も、最新の知見や事例等の収集に努め</p>   |

|     |   |  |
|-----|---|--|
|     | <p>以上に鋭敏に反応するだろうし、元々彼らの住処を切り崩して設置するのだから、周辺に問題・被害が出るのは安易に想像できる。因果関係を証明することは難しいが、農作物被害・接触事故・獣害事件についての推定とその対応予定について、この各書類に記載がない。</p>   | <p>てまいります。</p>   |
| 139 | <p>◆発電終了後・故障等の撤去について</p> <p>今後、設備の役目を終えて解体、あるいは破損落下事故が起こって解体等処分する際、かつては運営企業が倒産した例があったと聞く。その撤去費用は、誰も負担できなければ当然自治体が行うことになる。不動産の賃貸でも敷金・保証金と同様に終わったら原状復帰させるためのある程度の供託部分を用意しておいて、その時に使うように財政を構築するのが普通と考えるが、その話がない。発電機一機を撤去するだけでも数億掛かると想定できるが、どうなっているのか。</p> <p>これだけ森林を開いた大規模事業をされるのだから、常識的には原状復帰とは原生林に戻すことと考えるが、すでに樹齢 360 年とされているブナの木が伐採されたと聞く。これに戻すには当然同程度以上の時間が掛かる。察するに、そこまで戻す意向・責任感が見えない。</p>   | <p>本事業において、現時点までにブナの木は伐採はしておこなっておりません。事業終了後には地権者と協議の上、撤去の後、原状復旧をして返地いたします。適切に維持・管理・撤去することが、本事業地である国有林の借用条件にもなっております。</p> <p>また、本事業は、弊社だけではなく、国内の大手企業も含めた特定目的会社（SPC）にて事業運営する予定です。仮に弊社が撤退した場合においても、引き続き運転・保守・撤去が可能であると考えております。なお、撤去費用についても経済産業省の事業認定を受けるとともに、事業全体の資金計画は融資を受ける銀行の審査を受けることとなります。</p>   |
| 140 | <p>◆まとめ</p> <p>風力発電事業という少数の人々だけのその場の儲けによって、人類が発生する以前から維持され、地域住民の手によって守られてきた自然環境を安易に破壊するのは納得できない。たとえ国策であったとしても、そこに人の生き血が通っていないものについては、私以外にも反対意見が持たれるのは想像できるし当然と考える。利益を上げることは悪くはないが、この各書類を見るに、対処できない何かしらの問題が出れば、健康問題なら転居、獣害なら防護柵設置や森林保護など、結果的に行政や地域住民の社会に負担を掛けざるを得ない「おんぶにだっこ」状態であり、その部分がかかなり多いと感じる。</p> <p>確かに現代人が生活するうえで発電事業は必要ではあるが、現状で風力発電事業は開発途上の技術と考える。本当に良いものであれば、もっと全世界的かつ急速に広がっても良いし、近年ある事業撤退など起こらないはずだ。長年維持されてきた自然を動かすものは、それ相応の慎重さが求められるのが普通である。</p> <p>「法令に記載がなければなくていい」、のではなく、「周囲に出来るだけ迷惑を掛けない」ことが重要と考える。その姿勢が、各書類の縦覧期間後にも会社が Web 上などで公開していない点を鑑みても、今のところは住民のことを考えてない事業と評価せざるを得ないと考える。</p> <p>以上、意見書とする。</p> | <p>再生可能エネルギーの導入は、昨今の異常気象の要因ともされる地球温暖化防止に向けた世界の取組みの一環となっております。皆様のご理解を得られる計画となるよう努めるとともに、本事業の実施によって生じる可能性のある影響は極力低減するよう努めてまいります。</p> <p>なお、本事業による影響等が発生した場合については、関係者と協議の上、弊社にて原因の特定に努め、必要な対応・対策を実施いたします。</p> <p>環境アセスメント手続きの中では、事業計画地とその周辺区域への自然環境の影響及び、周辺住民の方々の生活環境への影響の調査を行うこととなっております。</p> <p>また、調査結果と、調査に基づいた予測・評価結果をもとに準備書を作成した上でそれを縦覧させて頂き、説明会も開催する予定です。住民の皆様が不安を抱かれないように努めてまいります。</p> <p>縦覧期間については、環境影響評価法に基づいて期間を設定させて頂いております。</p> |

(意見書 75)

| No. | 一般の意見の概要   | 事業者の見解   |
|-----|--|--|
| 141 | <p>発電所出力として最大 103,700kw(6,100kw×17基)となっています。</p> <p>計画をされている風力発電機は国内で例のない大</p> | <p>現段階で検討しております風力発電機の仕様については、ご指摘のとおり国内での事例はございませんが、国外では利用されているものです。しかしなが</p> |

|     |  |  |
|-----|--|--|
|     | <p>型のものであるとの懸念が滋賀県知事よりの意見で示されているように、直接改変、騒音など重大な影響が生じる可能性があります。</p> <p>いくつかの出力規模による影響を試算して住民に示し住民と協議の上、重大な環境への影響を回避することが必要と思います。</p> <p>近年、異常気象により土砂崩れによる被害が増大しています。計画地点の近くには三方断層、熊川断層がありこれらの断層が要因で計画された地点や道路等直接改変された場所などを地震が襲った時の土砂崩れが心配されます。</p> <p>地震等による直接改変した場所での影響の試算をしていただいで提示してください。</p> | <p>ら、本事業としての機種はまだ確定ではなく、今後さらに風況や地形乱流などの適正を精査し、単機出力が下がる可能性もございます。</p> <p>風力発電機の稼働による騒音については、現地調査において地域の現在の音環境を把握し、その上で地形や使用機種のメーカーデータを基にしたシミュレーションにより稼働後の音環境を予測いたします。予測結果を踏まえて重大な環境影響を回避又は極力低減できるような事業計画を検討いたします。また、風力発電機設置場所毎にボーリング調査によって詳細な地質調査を実施いたします。</p> <p>なお、環境アセスメント手続きとは別に、基礎を含む風力発電機の設計は、「電気事業法」（昭和39年法律第170号）に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年通商産業省令第53号）により、落雷や地震、台風等を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うこととなっております。更に、同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。</p> <p>今後の本事業の詳細設計にあたっては、関係法令に準拠し適切に設計いたします。</p> |
| 142 | <p>三十三間山およびその周辺にある大規模なブナ林は多様な植生、多様な野生動植物の生息・生育地になっています。また山登りする人など三十三間山を訪れる人の癒しの場となっています。</p> <p>本計画でのブナ林の伐採本数及び伐採樹林の樹齢年齢を提示して住民等の理解を求めてください。</p>   | <p>いただきましたご意見は、今後実施する現地調査において、参考にさせていただきます。</p>  |
| 143 | <p>本計画の目的に、環境保全や地域振興が挙げられていますが、地域（住民）との共生も重要なことと思います。風力発電の決定に住民が関わることが大切です。</p> <p>決定にあたっては住民を参加させてください。</p>   | <p>環境アセスメント手続きの中では、事業計画地とその周辺区域への自然環境の影響及び、周辺住民の方々の生活環境への影響の調査を行うこととなっております。</p> <p>また、調査結果と、調査に基づいた予測・評価結果をもとに準備書を作成した上でそれを縦覧させて頂き、説明会も開催する予定で、決定プロセスには住民の皆様が参加する形式となっております。</p> <p>住民の皆様が不安を抱かれないよう、皆様のご理解を得られる計画となるよう努めてまいります。</p> <p>なお、業計画の策定にあたっては、地域住民の皆様のご懸念事項を十分に把握し、適切な計画となるように努めてまいります。</p>   |
| 144 | <p>配慮書における滋賀県知事意見の中で「住民等への積極的な情報提供や説明会を開催するなど事業内容を丁寧に周知・説明して理解を得るように努めること」ということがあり、事業者の見解として「事業内容を丁寧に周知・説明して理解を得るように努めてまいります」と回答されています。</p> <p>住民等に対する「理解を得る」ということについて何をもちいて理解を得るとするのか教えてください。また、理解を得ることができるまで事業を進めないよう要望します。</p> <p>ちなみに、住民の理解は環境保全に対する重要な項目だと思います。</p>                         | <p>環境アセスメント手続きの中では、事業計画地とその周辺区域への自然環境の影響及び、周辺住民の方々の生活環境への影響の調査を行うこととなっております。</p> <p>また、調査結果と、調査に基づいた予測・評価結果をもとに準備書を作成した上でそれを縦覧させて頂き、説明会も開催する予定です。住民の皆様のご不安を払しょくできるよう努めてまいります。</p>  |

(意見書 76)

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解  |
|-----|---|---|
| 145 | <p>三十三間山に風力発電が設置される事に断固反対します。17基もの風力発電の風車が、今までの美し</p> | <p>工事にあたっては、可能な限り改変面積が小さくなるよう事業計画を検討いたします。また、ご指摘を</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>い景観を損ねる事になるなんて考えられません。それだけでなく、沢山のブナが伐り倒される事によってどれだけ海の生き物にまで影響をもたらすか、という事を考えると大変深刻な問題です。個人的に、一年に何度も三十三間山に登っている登山者として、いくら登山道には影響が無いから、と説明されても、関西百名山として皆に愛されている三十三間山の自然に人口的な建造物ができる事事態絶対に許せません。どうかこの山に風力発電の風車を作らないで下さい。お願い致します。</p> | <p>踏まえ、動植物、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場を含めた環境影響評価の項目について、適切に調査、予測及び評価を行ってまいります。</p> |
|---|--|

(意見書 77)

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解  |
|-----|---|---|
| 146 | <p>今計画に反対の意見です。</p> <p>1、環境破壊</p> <p>標高 800m の山岳地帯に巨大鉄塔を建立することについての環境破壊はどうか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 基の風車を建てる敷地及びその資材置き場の敷地の木々を伐採する破壊。</li> <li>・ 下から資材を上げるに必要な林道を作る場所の破壊。</li> <li>・ 工事にかかる危険はどうか、ヘリコプターや重機のなどの騒音と墜落などの危険性</li> <li>・ 稜線が巨大風車に耐える地盤の強さはあるのか（今でも崩れが進んでいる）</li> <li>・ 山頂から近江古道までの尾根のブナの大木を伐採する事での影響。</li> <li>・ カタクリの花など山野草や野鳥の生態系に悪影響を及ぼす。</li> <li>・ もし風車が建ったら低周波による騒音被害はどうか。</li> </ul> | <p>図書に記載している対象事業実施区域全てが変更する訳ではなく、変更は風力発電機ヤード及び管理用道路等に限定されております。工事にあたっては、可能な限り変更面積が小さくなるよう事業計画を検討いたします。</p> <p>本事業における風力発電所の建設工事にあたっては、ヘリコプターの使用は考えておりません。なお、建設機械の稼働による騒音については、現地調査、予測及び評価を実施いたします。</p> <p>風力発電機設置場所毎にボーリング調査によって詳細な地質調査を実施いたします。環境アセスメント手続きとは別に、基礎を含む風力発電機の設計は、「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」（平成 9 年通商産業省令第 53 号）により、落雷や地震、台風等を踏まえた荷重条件に耐える設計を行うこととなっております。更に、同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。今後の本事業の詳細設計にあたっては、関係法令に準拠し適切に設計いたします。</p> <p>また、今後、動植物についても現地調査を実施し、工事にあたっては、可能な限り変更面積が小さくなるよう事業計画を検討し、影響についても、極力低減できる計画を目指してまいります。</p> |
| 147 | <p>私は三十三間山の麓に生まれ育ちました。小学校校歌に唄い、季節の遠足で登り年を重ねた今も毎月のように登っています。</p> <p>植生豊かな山域は、春にはヤマボウシの白やピンクの花が山肌を染め、山頂一帯はカタクリが咲き乱れます。</p> <p>P383 下の尾根にはバイケイソウの群落があります。</p> <p>何より素晴らしいのは、稜線のブナの大木です。ブナが果たしている役割は人知れず麓の私たちを潤してくれています。</p> <p>説明会では、1 基を建てるのにブナはその部分だけを少し切る。又山の上のブナを切っても水は枯れないと言われましたが、その根拠は何でしょうか！</p>   | <p>今後実施する現地調査においては、植物相及び植生についても調査を実施いたします。その結果を踏まえ、工事にあたっては、可能な限り変更面積が小さくなるよう事業計画を検討し、影響についても、極力低減できる計画を目指してまいります。</p> <p>また、地下水量は木を伐採したからと言って減少するわけではありません。地下水のもとになるのはその場所での降雨であり、それが土壌に浸透することによって地下水となります。樹木は自分の生育のために地下水を使用していますので、伐採後は一時的に地下水量は増加することが考えられます。</p> <p>地下水量の変化は地下水の入り口をふさぐことと地下水の新たな出口を作ることによって起こります。伐採した後を踏み固めてしまえばその場所への降雨は地下水となりません。本事業では一時的に出現する裸地の降雨は沈砂池に集めた上で周辺の土壌に浸透させる計画です。また、風力発電機設置場所毎にボーリング調査によって地下水脈の有無を調査し、地下水脈深さまでの変更をしないことで地下水の変化を引き起こさないよう事業計画を策定いたします。</p>   |

|     |  |   |
|-----|--|---|
| 148 | みそみ地域だけではありません。<br>オールシーズン三十三間山は訪れる人が絶えません。関西や中京方面ではバスで大勢の人が登山に來られます。<br>冬は真っ白の雪山を楽しみます。アルプスの山のように素晴らしいのです。        | ご指摘を踏まえた上で現況把握に努めるとともに、地元の皆様や三十三間山を利用されている皆様のご意見を踏まえ、本事業の実施によって生じる可能性のある影響を極力低減するよう引き続き検討してまいります。 |
| 149 | 相田集落の上の大日というブナの美しい山は鉄塔建設で壊されました。<br>私たちは沢山のブナを切り倒している関西電力に聞きましたが「電力のため」との答えだけでした。<br>ブナは切ってしまったら、次が大きくなるのは何百年先です！！ | 工事にあたっては、可能な限り改変面積が小さくなるよう事業計画を検討し、影響についても、極力低減できる計画を目指してまいります。                                   |

(意見書 78)

| No. | 一般の意見の概要   | 事業者の見解   |
|-----|--|--|
| 150 | そもそもこの様な風力発電をつくらないことが環境保全である。この計画には反対です。現状をそのままにするのが環境保全であり、作るためにどう保全するかを考えるものではありません。この様な風車をつくる時にも環境をこわし、これが動いている時も環境をこわし、これを撤去する時も環境をこわします。作る前提での環境保全というのはまったく悪というしかありません。この位置に 18m のビルが建たないのと同じ様にこの風車そのものが悪いのです。作るなら、大都市のまん中に計画すべきものです。以上 | 環境への重大な影響を回避又は極力低減できるよう、事業計画を検討いたします。なお、事業終了後には地権者と協議の上、撤去の後、原状復旧をして返地いたします。 |

(意見書 79)

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解   |
|-----|---|--|
| 151 | 三十三間山は、この地方では有名な登山活動の場です。私も中学時代の遠足では、三十三間山に登り、山頂の広いすすきの野の景観は、今でも忘れられません。その広場に 17 基もの風車が設置されたら、景観資源の損失。今、三十三間山付近では熊の目撃情報はあまりないように思います。木の伐採により、今出没していない熊が里の方におりてくる可能性は多いにあります。熊が里の方にこないために山に熊のえさとなる木々を植えることが大切と言っているのに、・・・・・・<br>熊が里におりてきてからでは遅い。<br>低周波音が人間に与える健康被害もあるが、鳥の話はよく聞くが動物たちにあたえる低周波音が動物にとって脅威になるのではないか | ご懸念の点を含め、本事業の実施によって生じる可能性のある影響を極力低減するよう検討するとともに、皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。<br>なお、低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成 28 年）によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされておりますが、地元の皆様のご懸念も踏まえて、本事業においては評価項目として選定させていただいております。また、動物についても、放牧地内において風力発電機が建設されている事例もあり、風力発電機による低周波音が動物に与える影響について、研究成果や指針について、現段階で把握ができておりません。引き続き、最新の知見の収集に努めてまいります。 |

(意見書 80)

| No. | 一般の意見の概要   | 事業者の見解   |
|-----|--|--|
| 152 | ①昨今、毎年のように日本各地で線状降水帯が発生し、過去に例をみない降水量を記録することが増えました。その結果、大規模な土砂崩れや土石流が起り、町や村が壊滅的な被害をこうむり、人命が失われ、復興に長い年月と莫大な経費を要してい | 再生可能エネルギーの導入は、昨今の異常気象の要因ともされる地球温暖化防止に向けた世界の取組みの一環であり、ご心配の豪雨災害に向けた取り組みにもなっております。皆様のご理解を得られる計画となるよう努めるとともに、本事業の実施によつ |

|     |  |  |
|-----|--|--|
|     | <p>ます。山の尾根を削って巨大な建造物を造ることはこういった自然災害を誘発する可能性を増大させると思います。</p>  | <p>て生じる可能性のある影響は極力低減するよう努めてまいります。</p> <p>また、風力発電所の建設に関連して災害を誘引するようなことがないように適切に事業に取り組む所存です。工事にあたっては、可能な限り改変面積が小さくなるよう検討いたします。そして、管理用道路を取り付けることによりご懸念されているような災害が起きないように、防災上の観点からの協議は環境アセスメント手続きとは別に実施する森林法に基づく手続きの中で、林野庁をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行ってまいります。</p> <p>なお、図書に記載している対象事業実施区域全ての区域を改変する訳ではなく、改変は風力発電機ヤード及び管理用道路等に限られております。</p> |
| 153 | <p>②巨大な風車の部材を運搬するための幅5m以上の道を造成するには大規模な切土や盛り土が必要となり、それが大規模な土砂崩れの要因となる可能性があります。日本では古くから林業のための作業道が作られてきましたが、それらは道幅を抑え、地形から水の流れを読んで正しい路線を設定し、災害を引き起こす原因とならないようにしていました。しかし風車のための道路ではこれら山の道づくりの常識を無視したものになる可能性が高いと思います。</p>  | <p>図書に記載している対象事業実施区域全ての区域を改変する訳ではなく、改変は風力発電機ヤード及び管理用道路等に限られます。工事にあたっては、可能な限り改変面積が小さくなるよう検討いたします。</p> <p>また、管理用道路を取り付けることによりご懸念されているような災害が起きないように、防災上の観点からの協議は環境アセスメント手続きとは別に実施する森林法に基づく手続きの中で、林野庁をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行ってまいります。</p>   |
| 154 | <p>③山の改変は川の濁りに直結します。滋賀県の高時川では上流のスキー場開発に伴い、雨量が多くなると濁りが発生するようになり、スキー場が閉鎖された後も同じ状況が続いています。いったん山を削ってしまうと川への悪影響は容易に解決できなくなってしまうことが如実に現れた例だと思えます。三十三間山の場合もこの山を源流とする天増川（滋賀県）や北川（福井県）があり、北川は令和3年の「水質が最も良好な河川」12河川のうちの1つに選ばれましたが、風車建設による水質悪化等の影響が避けられないと思います。</p>               | <p>風力発電所設置工事において、一時的に裸地が存在します。その裸地に降った雨によって濁水が発生することがあります。その濁水は沈砂池に集め、濁水濃度を緩和した上で、河川から離隔が取れる場所で周辺土壤に浸透させる計画です。浸透後に、湧水となって湧出する際には濁りが取れています。また、河川から離れた場所から放流することで河川への直接混入を避ける計画です。</p> <p>また、風力発電機設置場所付近では詳細な地質調査を行い、本事業に起因した土砂災害が起らないよう、自治体の関係部署とも話し合いながら事業計画を策定、工事完了後は適切に維持管理いたします。</p>  |
| 155 | <p>④三十三間山は若狭湾を眺望できる場所で高島トレイルとも接続されており、登山を楽しむ人の大切な場所です。ですが、これまで風車が建設された各地の多くで、風車からの部品の落下事故などによる人身事故を防ぐためか、あるいは風車に衝突した鳥を発見されたくないためか、エリアに立ち入ることを制限しているケースが多いです。完成後は、安全のために、という大義名分のもとにエリアへの立ち入りを制限し、高島トレイルも使えなくなる可能性があるのではありませんか？</p>                                     | <p>関係機関と協議を重ね、観光事業と本事業とが共存可能な計画となるよう引き続き検討してまいります。</p> <p>なお、国有保安林内については、林野庁の指示に従うこととなりますが、高島トレイルは対象事業実施区域外に位置しており、改変することや、建設後に立ち入りを制限することはございません。</p>   |
| 156 | <p>⑤風力発電は国土が狭く山岳地帯が多く、地震などの自然災害も多い日本での導入は難しいと思います。その結果が山の尾根、という適切だとは言えない場所での建設計画になっているのだと思いますが、貴重な自然を破壊し、動植物に多大な悪影響を及ぼし、自然災害や健康被害などを誘発する危険性を考えれば、得られるものよりも失うものの方がはるかに大きいと思います。再生可能エネルギーの推進は水力や地熱など日本で恵まれている資源をもっと活用すべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> | <p>ご意見にある騒音や動植物を含む環境影響評価項目については、現地調査、予測及び評価を実施いたします。</p> <p>また、風力発電機設置場所付近では詳細な地質調査を行い、本事業に起因した土砂災害が起らないよう、自治体の関係部署とも話し合いながら事業計画を策定いたします。</p>  |

(意見書 81)

| No. | 一般の意見の概要   | 事業者の見解   |
|-----|--|--|
| 157 | <p>★風力発電について<br/>風力発電建設につきましては、再生可能エネルギーとして重要なものであり、貴社の建設への努力には敬意を表します。しかしながら、三十三間山の山頂付近に建設することに関しましては、大きな問題があると思ひ、反対であります。</p> <p>★自然環境への不安<br/>これまで三十三間山は関西百名山として、多くの登山客が訪れ、自然を楽しんでおります。山頂には、貴重な野草の植生が見られも見られ、貴重な自然環境を提供する山でもあります。この山の山頂部に風力発電を設置することにより、これまでの自然環境が失われることは必至であります。またこれまで設置された他の風力発電所では、野生動物への影響もあるといわれており、野鳥を始め、動物へ与える影響は大きなものがあると思われ、三十三間山の生態系が崩れることが十分予想されます。こうしたことから、三十三間山に風力発電を設置することには、反対であります。</p> | <p>今後、動植物について現地調査を実施し、工事にあたっては、可能な限り改変面積が小さくなるよう事業計画を検討し、影響についても、極力低減できる計画を目指してまいります。</p>  |
| 158 | <p>★災害への不安<br/>これまで若狭町内の山林では、いくつかの林道や工事のために作業道が作られてきました。こうした道路は、生活道路ではないため通行量がほとんどなく、十分な整備がなされておりません。特に排水路がないため、雨が降ると道路上を水が走り、道路を掘ってしまうような例が多くあります。こうした道路を走った水が山の斜面に流れ、弱い土質の部分を削り、土砂崩れを起こしています。こうした土砂が小さな河川に流れ込み、土砂災害を起こしてきました。</p> <p>風力発電の設置のためには、作業道や管理道路が必要であり、災害を起こす大きな原因になることは必至であります。これらは単なる自然災害として扱われ、遠因となる貴社の責任が問われることはないかもしれませんが、それゆえ、災害の原因となる風力発電の設置については反対であります。</p>   | <p>風力発電所の建設に関連して災害を誘引することがないように適切に事業に取り組むことはもちろん、管理用道路を取り付けることによりご懸念されているような災害が起きないように、防災上の観点からの協議は環境アセスメント手続きとは別に実施する森林法に基づく手続きの中で、林野庁をはじめとする関係部署の指導を受け、適切な対策を行ってまいります。</p> <p>また、管理用道路の取り付け後は弊社が責任をもって、維持管理をしてまいります。</p> |

(意見書 82)

| No. | 一般の意見の概要  | 事業者の見解  |
|-----|---|---|
| 159 | <p>三十三間山風力発電事業についての質問および意見<br/>はじめに<br/>この度計画されている三十三間山の風力発電事業は、方法書を見る限り、ほとんど自然環境への十分な情報が得られないままに次に進もうとしていることは、前回にも書いた。もともと情報の少ないところでもあるが、今回の方法書の説明は、今後の調査がいかに重要かを物語っている。そこで、当方が得ている情報をもとに、気になる事、質問、意見を述べたい。</p> <p>気が付いたこと<br/>① 植生図の記述に関して<br/>p. 108 に示された植生図で、天増川上流部の図内 NO. 31 とされるヤナギ林は実際は、ハンノキ林である。おそらく林齢 60 年前後の林で、天増川上流部の氾濫原という県内ではやや特殊な環境に成立した森林である。</p> | <p>実際の現地の状況については、植生図作成当時から変わっている場合もございますので、方法書手続き以降、現地調査を実施してまいります。その結果については、準備書において、縦覧等により公表する予定としております。</p> |

|     |   |  |
|-----|---|--|
| 160 | <p>② 重要な植物群落の記述に関して<br/>p. 272 にあげられている滝谷山のブナ林については、記載にあるような群落を確認することができないように思う。今回は文献調査ということであるが、次回には現地確認調査をお願いしたい。</p>   | <p>ご意見にあります当該特定植物群落については、対象事業実施区域から 4 km以上の離隔があるため、調査対象としては予定しておりません。</p>  |
| 161 | <p>③ 専門家へのヒアリングの記述に関して<br/>p. 277</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門家の指摘にもあるように、日本海側の重要な群落であるブナアシウスギ群集に於いて抜けている。</li> <li>・ 専門家による話の中の、ユキグニミツバツツジアカマツ群集で、ツツジ科植物への注目が指摘されているが、当方も尾根部でベニドウダンなどの自生も確認している。野坂山地では、ベニドウダンの他に、サラサドウダン、さらに赤坂山周辺ではオオコメツツジの自生地があるなど、ツツジ科の低木群落には注意を以て調査する必要がある。</li> <li>・ ササ群落は、イブキザサと共に、チシマザサが県北部に生育する。ただ、数十年前の一斉開花に始まり、その後のシカの食害の深刻化で、現在は成立しているのか？ただ、見た目には群落が見当たらなくても、枯れた稈(ササの茎)の残骸が見つかるかもしれないので、そのような点にも注意して調査していただきたい。</li> <li>・ 植物相は多くが高島の植物からの引用のようだが、本来高島には1400種余りの自生種が確認されている。天増川流域は植物相も豊かで、専門家の指摘にもあるように、あらためて詳細な調査が必要である。1000種余りは確認できると考える。</li> </ul> | <p>方法書P277 専門家等へのヒアリング結果概要については、計画段階配慮書時の文献調査結果に対するご意見であると認識しております。植物相及び植生調査においては、専門家の助言を踏まえ文献調査で出現していない種及び群落が存在する可能性も想定し、実施いたします。</p>   |
| 162 | <p>④ 尾根部の草地群落について<br/>p. 278</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「尾根部の草地群落度は自然度 10 に相当するものではなく、シカなどの食害により成立した植生である。」の記述は、いつ(時代的背景)、どのようにして(根拠)なのかの説明がされていない。シカの食害が深刻化してきたのは、ここ 10 年余り前の話である。そもそも、植生を考える場合、その地域の環境的特性を踏まえて、どのような植生が年とともにどう変化してきたのかを明らかにしていくことが重要である。</li> </ul> <p>最近では、シカの食害により群落の識別種や表徴種が見つからない場合が多い。このことから、群落を誤評価する場合もある。そこで、そのようなことがないように、過去の様々な資料をさがしたり、その地域で精力的に調査する専門家へのヒアリングが重要である。</p>   | <p>方法書P278 専門家等へのヒアリング結果概要については、計画段階配慮書時の文献調査結果に対するご意見であると認識しております。方法書段階においても、動物や植物・植生の専門家等へのヒアリングを実施しております。そのご助言の内容を踏まえ、今後、植生調査及びシカに対する調査を実施いたします。</p>                                  |
| 163 | <p>⑥ 植物の重要な種への影響予測結果について<br/>p. 280</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹林(ノビネチドリ、ズダヤクシュ、コショウノキ、カツラカワアザミ)について</li> <li>草地(オオヒナノウスツボ、セリモドキ)</li> <li>その他 1(クモノスシダ、タヌキラン)</li> <li>その他 2(タチスズシロソウ、ヤマザトタンポポ)</li> <li>水辺(イヌヤチスギラン)</li> </ul> <p>上記植物種について、何を根拠に影響を予測しようとしているのかが不明。滋賀県、福井県の自生地をきちんと把握しているのかが疑問。たとえば、イヌヤチスギランは、南越前の調査のように、自生地の間違いはないものの、国内の自生地は高島市勝野周辺のみである。</p>   | <p>対象事業実施区域周辺に特化した文献は難しく、市町村単位で分布が記載されている文献を対象に取りまとめを行っております。対象事業実施区域周辺はこれまでにあまり調査がされていない地域ということもあり、安全側を考慮し、除外せず記載いたしました。</p> <p>文献調査は現地調査前の段階の机上検討であり、今後実施する予測評価は現地調査結果に基づき実施いたします。</p> |

|     |  |   |
|-----|--|---|
| 164 | <p>⑦特定植物群落について<br/>p. 284</p> <p>・滝谷山のブナ-オオバクロモジ群集については、前記した通りであるが、p. 288 の評価の記述で、「ただし、・・・補完はしていく必要がある。」とあるように、滝谷山については必ず現地調査を行い、次回、その結果を公表していただきたい。なお、滋賀県内で、鈴鹿山脈でも再確認できない群落があることが指摘されなどするが、このような開発に伴う時は、まさに、補完するいい機会である。</p>  | <p>ご意見にあります当該特定植物群落については、対象事業実施区域から 4 km以上の離隔があるため、調査対象としては予定しておりません。</p>   |
| 165 | <p>⑧自然観察の会の会長の指摘の種について</p> <p>・指摘にもあるナガエノアザミ、ヒメザゼンソウは天増川流域、特に、植生図でヤナギ林（本来はハンノキ林）とされる氾濫原と周辺部にみられる。ナガエノアザミは赤坂山周辺にもみられるが、滋賀県内では野坂山地だけで、生育地は重要である。</p>   | <p>専門家からは、「ナガエノアザミやヒメザゼンソウも生育環境等に注意し調査することで問題ないかと思う」として、助言をいただきました。現地調査において生育を確認した場合には、環境も含め記録を行うことといたしました。</p>   |
| 166 | <p>意見及び要望</p> <p>植生調査の結果の資料をみても、滋賀県の資料と福井県の資料で植生単位の異なる場合がある。気候区の境界付近にあることなどもあると思うが、特に、このような地域では、再度詳細な植生調査を行い、新たな植生図の作成が必要かと思われる。また、尾根部に成立しているオオイヤヤメイゲツなどの変形樹を主体とする森林植生について、その成り立ちと評価について、次回には報告いただきたい。</p>   | <p>現在の植生を把握するため、今後、コドラート調査及び踏査による現地調査を実施いたします。その結果、植生図及び植生調査票を作成いたします。なお、調査結果については、準備書において、縦覧等により公表する予定としております。</p>   |
| 167 | <p>全体を通しての意見</p> <p>尾根部など、脆弱な自然環境への開発・改変行為が及ぼす影響についての総合的な評価がなされていないのは非常に気になる。勿論、アセスの性格上そのことは必要はないが、「自然再生エネルギーを未来の生活に役立たせようとする事業」なら、自らの判断で評価してみてもどうか。</p> <p>そのことを踏まえ、再度お願いしたい。</p> <p>滋賀県北部は南越前、野坂山地と県北部から西部周辺にかけて大規模な山地部の開発が行われようとしている。個々に評価すれば何の問題もないかもしれないが、互いを関連付けて評価すれば、問題も出てくる。再生可能エネルギー利用に関して何の異論もないが、周辺の状況を考え場所は考えるべきである。風が吹くだけでの設置決定は余りにも短絡的である。再度お願いしたい。後発である、御社の計画は、白紙撤回されることを希望する。</p> | <p>本事業による自然環境及び生活環境への環境影響については、環境影響評価法に基づき、現地調査、予測及び評価を実施し、その結果は準備書に記載いたします。また、風力発電機設置場所付近では詳細な地質調査を行い、本事業に起因した土砂災害が起こらないよう、自治体の関係部署とも話し合いながら事業計画を策定いたします。</p> <p>なお、累積的な影響については環境影響を受けるおそれのある事業を対象とし、他事業の配置や諸元が公開された場合に、今後の環境影響評価の手続きの中で検討いたします。</p> |

(意見書 83)

| No. | 一般の意見の概要   | 事業者の見解   |
|-----|--|--|
| 168 | <p>意見</p> <p>環境影響評価方法書縦覧した結果と住民説明会に参加して思うこと。</p> <p>御社からの説明に有ります「環境影響評価法に基づき環境への影響を評価しその結果を踏まえて影響をより小さくするための対策を講じていく手続き」と説明されているが、評価とは価値を見定めることであるが、影響をより小さくするための対策には、大きな影響がある場合と、小さな影響がある場合ではアセスの影響をより小さくすると言うことでは無く、評価価値より少しでも小さくすればそれで良し、ということに、甘んじることだと解釈した。</p> <p>なぜかという、○「専門家」の意見を踏まえて適</p> | <p>環境影響評価法に基づき、環境影響評価項目について今後現地調査、予測及び評価を実施してまいります。調査、予測及び評価の内容については、適切に国や県の審査を受けてまいります。</p> |

|     |   |  |
|-----|---|--|
|     | <p>切に調査、予測及び評価いたします、○可能な限り、○極力少なくする、○もしくは低減する、○考慮する。という言葉が多すぎます。</p> <p>何も答えにはならないと、思います。</p> <p>次回からは専門家を交えての公開討論会や説明会を行った方がより分かりやすく良いのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。</p>  |  |
| 169 | <p>縦覧期間について事業に決着がつくまで縦覧できるようにすべきです。</p>   | <p>縦覧期間については、環境影響評価法に基づいて期間を設定させて頂いております。</p>  |
| 170 | <p>今回は方法書なので、調査の結果どうするかまでは、書いてありませんが、</p> <p>●風車の大きさについて</p> <p>余呉南越前ウインドファームの準備書を見る限り、御社の風力発電事業に用いられる総出力や基数は小さいが、一基の出力が6100kwと陸上にはバカでかいものであり、ローター直径も158mで余呉南越前ウインドファームより、22mも大きく、風力発電による影響を最も受ける空飛ぶ鳥たちにはいったい、どうしろ、と言っているのか。</p> <p>(鳥よけ目玉シールを付けるから大丈夫とは言わないでください。)</p>   | <p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省)などのガイドラインを参考にし、最新の知見についても収集に努めてまいります。今後実施する現地調査結果より、バードストライクへの影響を回避又は極力低減できるよう本事業における環境保全措置を検討してまいります。</p>  |
| 171 | <p>●風車を運搬、設置するための改変について</p> <p>例えば、例として、一基4200kwのもとする。</p> <p>風車1基建てるに当たり、高さ180mの風車でビル50階建てに匹敵し、基礎部のコンクリートの体積は1200m<sup>3</sup>以上、大型ミキサー車140台、ポンプ車8台、ダンプトラック22台、4tユニック車2台、輸送組み立てトレーラー8台、ラフタークレーン車8台。その他たくさんの沈砂池、変電所、資材置き場、排せつ所、車回し場所、木々の伐採、地中に対しても大変な改変である。</p> <p>連搬道路について既設林道を使っただとしても切土、盛り土が必ず必要になる。まだ詳細の説明が出ていないので、どの様になるのか、いずれにしても、三十三間山に与える影響は大であり、滋賀県としては、天増川、高島市、琵琶湖へも悪影響が出る。</p> | <p>図書に記載している対象事業実施区域を全て改変する訳ではなく、改変は風力発電機ヤード及び管理用道路等に限られます。本事業における工事関係車両の種別及び台数・改変面積・切土及び盛土の位置については、詳細な事業計画を設計後、準備書においてお示しします。また、準備書の住民説明会の際には、事業計画に基づくこういった施工イメージとなるというものを既設風力発電所等の事例を紹介しつつ、お示しいたします。</p> <p>三十三間山への重大な環境影響を極力低減できるよう、事業計画を検討いたします。</p> |
| 172 | <p>●天増川上流にある氾濫原の湿地帯について、</p> <p>三十三間山の尾根に巨大風車17基が設置されれば超高層ビル並みのような基礎工事が必要になり大改変が行われる、土中に対する影響は甚大である。</p> <p>たとえば泥炭層があるとすると、尾根の土を強く圧するためによる影響はかなり出てくる。</p> <p>固定されていた泥炭の状態を保つことができなくなり、二酸化炭素の放出につながる。</p> <p>風力発電は二酸化炭素の削減を目的とするが、それに反して改変により、泥炭から二酸化炭素が排出され続けることになる。何をしているかわからない。泥炭層が無いとしても、木々から長い年月をかけて出来上がってきた水脈や、生物の多様性に、悪い影響を与える。</p> <p>天増川の氾濫原湿地帯には、泥炭層があるのかどうか調査をするべきである。</p>      | <p>風力発電機設置場所付近では詳細な地質調査を行い、自治体の防災関係部署とも協議の上、山崩れが起きないように計画いたします。また、可能な限り天増川上流部を含む天増川林道の拡幅工事を実施しない方針で工事計画を検討してまいります。</p>   |
| 173 | <p>※人間の歴史として、食べるため、繁栄のため、戦争までして、頑張ってきたのを得なかった。</p> <p>人間の本性として現在に至ってきた。</p> <p>だから現在の人間が作った温暖化がある。</p> <p>でも今、国策のように進んでいる見境のつかない持続可能なエネルギー対策は、現在までの続きと同じで、総合的に見てズーと悪い方向へ続いていくと思う。</p>   | <p>環境影響評価法に基づき、環境影響評価項目について今後現地調査、予測及び評価を実施してまいります。調査、予測及び評価の内容については、適切に国や県の審査を受けてまいります。</p>   |

現在は科学的、総合的に未来を見る力が科学者、政治家、専門家にはあるはずである。

もっと冷静に考えてほしい。

持続可能なエネルギーであれば、尾根の木々や、動物や、地中の微生物を破壊していくことでは、無い。

災害に強い山、水源を作ってくれる山、生物多様な山、人間が作れない生物を、守り続けることが、持続可能な人間社会を作るのだと思う。

風力発電機の設置場所については、本当の科学的見地からどうしたら最もよい場所なのか、国を上げて考えてほしいです。経済優先にすると将来取り返しがつかないことの繰り返しになってしまいます。

もうこの辺で考えを転換すべき最後のチャンスだと思う。遅すぎるが。

本当の正義とは何だろう。

今の、アセスメントの在り方や政治について、朝三暮四を感じずにはいられない。

『尾根を大改変し、巨大風車を設置することに、強く反対します。』

以上



若狭町、美浜町及び高島市内で配布される令和5年9月14日（木）付の日刊の各紙新聞紙

## 環境影響評価法に基づく 「(仮称)三十三間山風力発電事業環境影響評価方法書」 縦覧及び住民説明会のお知らせ

株式会社ジャパンウィンドエンジニアリングが、福井県三方上中郡若狭町及び滋賀県高島市の行政界周辺で調査をしている風力発電事業計画について、環境影響評価における調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を縦覧し、住民説明会を開催します。

### 縦覧及び住民説明会について

「(仮称)三十三間山風力発電事業環境影響評価方法書」については、下記のとおり縦覧及び住民説明会を実施いたします。

#### 縦覧期間

令和5年9月14日（木）～ 令和5年10月18日（水）  
意見募集期間は令和5年11月2日（木）まで

#### 縦覧の場所・時間

- ・福井県庁環境政策課
- ・若狭町役場三方庁舎
- ・美浜町役場1階
- ・滋賀県庁県民情報室
- ・高島環境事務所
- ・高島市役所環境政策課
- ・高島市役所今津支所
- ・高島市役所マキノ支所
- ・高島市役所朽木支所
- ・高島市役所安曇川支所
- ・高島市役所高島支所

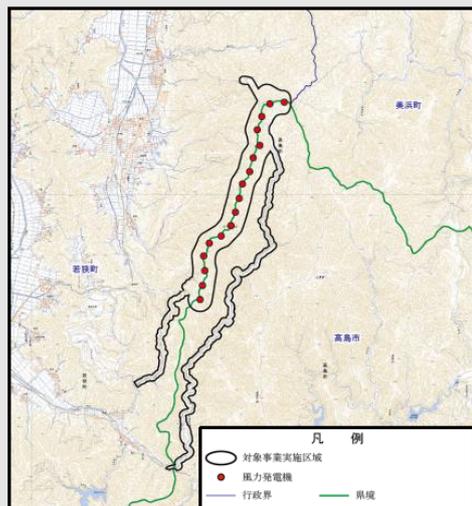
※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

#### 電子縦覧

<https://jwe.co.jp/>

#### 住民説明会の 主な説明会場・時間

1. 美浜町生涯学習センターなびあす  
コミュニティールーム  
(福井県三方郡美浜町郷市29-3)  
令和5年9月21日（木）19時から
2. ショッピングセンターレピア 二階  
レインボーホール  
(福井県三方上中郡若狭町鳥浜60-1)  
令和5年9月22日（金）19時から
3. 今津東コミュニティセンター大ホール  
(滋賀県高島市今津町中沼1-4-1)  
令和5年9月23日（土）17時から



問い合わせ先

株式会社 ジャパンウィンドエンジニアリング  
〒107-0052 東京都港区赤坂二丁目九番三号 第一松浦ビル二階  
TEL: 03-6441-3648 (担当: 北田)

## ○広報による「お知らせ」

広報わかさ (令和5年9月号 No. 221)

## INFORMATION BOX

## “ 住民税非課税世帯等臨時特別給付金 (電力・ガス・食料品等価格高騰生活支援給付金) について ”

電力・ガス・食料品等価格高騰生活支援給付金は、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増により、特に家計への影響の大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対する支援措置として支給されます。

### ●支給対象となる世帯

#### (1) 住民税非課税世帯

令和5年6月1日(基準日)において、若狭町の住民基本台帳に登録されていて、世帯員全員が令和5年度の住民税が非課税である世帯。

#### (2) 家計急変世帯

令和5年6月1日(基準日)において、若狭町の住民基本台帳に登録されていて、予期せず令和5年1月から令和5年9月までの家計が急変し、世帯全員の収入見込み額が、住民税非課税水準に相当する額以下となる世帯。

(注) (1) (2) ともに、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。

(注) (2) は、令和5年1月以降令和5年12月までの年間の収入見込額を任意の1ヶ月の収入などにより判定し、住民税非課税相当となる世帯が対象となります。

### ●支給額

1世帯当たり3万円

### ●給付金の受取り手続き

#### 【支給のお知らせが届いた場合】

手続きは不要です。お知らせに記載された口座へ8月下旬に振り込みます。

#### 【確認書が届いた場合】

①住民税非課税世帯の対象となる世帯主様へ、確認書を送付しています。

②確認書が届きましたら、記載内容(世帯主の氏名、住所、振込口座等)及び課税状況についてご確認のうえ、同封の返信用封筒でご返送ください。

③給付金は確認書を受理した日から3週間後を目安に指定された口座に振り込みます。

※確認書の提出期限は9月29日(金)です。

#### 【申請書が届いた場合】

①基準日(令和5年6月1日)において若狭町に住民登録があり、市町村民税に関する情報を確認することができない方\*1がいる世帯には、申請書を送付しています。

※1 令和5年1月2日以後に若狭町に転入された方や住民税の申告がない方など

②申請書に必要事項(世帯主の氏名、住所、振込口座、課税状況等)を記入し、同封の返信用封筒でご返送ください。

③給付金は、申請書を受理した日から3週間後を目安に指定された口座に振り込みを行います。

※申請書の提出期限は9月29日(金)です。

#### 【家計急変世帯の方】

①給付金の支給を受けるためには申請が必要です。

町のホームページより申請書を取得いただくか、下記の〈問い合わせ先〉までお問い合わせください。

②給付金は、申請書を受理した日から3週間後を目安に指定された口座に振り込みます。

※申請書の提出期限は9月29日(金)です。

### 問い合わせ

税務住民課 電力・ガス・食料品等価格高騰生活支援給付金担当  
☎0770-45-9101

## “ 「(仮称)三十三間山風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧と説明会について ”

「環境影響評価法」に基づき、事業者の作成した「(仮称)三十三間山風力発電事業環境影響評価方法書」を縦覧します。

### ■縦覧場所

若狭町役場環境安全課(三方庁舎)

### ■縦覧期間・時間

令和5年9月14日(木)から令和5年10月18日(水)まで  
(土・日・祝日を除く開庁時間内)

同期間で、事業者である株式会社ジャパンウィンドエンジニアリングのホームページ上で電子版での縦覧も実施します。

### ■意見の提出方法

環境影響評価方法書について、環境保全の見地から意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え置いている用紙に住所・氏名・意見(理由を含む)を記入し、意見書箱に投函してください。

### ■意見の受付期間

令和5年9月14日(木)から令和5年11月2日(木)まで

### 【説明会の開催】

(仮称)三十三間山風力発電事業環境影響評価方法書の説明会を開催します。

### ■日 時

令和5年9月22日(金) 19時から

### ■場 所

ショッピングセンターレピア 二階レインボーホール

### 意見書提出及び問い合わせ先

株式会社ジャパンウィンドエンジニアリング(担当 北田)  
☎03-6441-3648



○インターネットによる「お知らせ」

(滋賀県のウェブサイト1)

The screenshot shows the official website of Shiga Prefecture. At the top, there is a navigation bar with the Shiga Prefecture logo and a search bar. Below the navigation bar, there are tabs for 'Residents', 'Businesses', 'Out of Prefecture', 'Mother Lake Biwako', and 'Prefecture Information'. A yellow alert box for 'Disaster and Disaster Information' is visible on the right.

The main content area is titled '環境影響評価について' (About Environmental Impact Assessment) with a date of '2023年9月14日'. It features a sub-section 'お知らせ' (Notice) containing several links to updated regulations and technical guides. Below this is another sub-section '滋賀県環境影響評価条例について' (About Shiga Prefecture Environmental Impact Assessment Ordinance) with links to the ordinance text, implementation rules, and technical guidelines, along with PDF documents regarding the ordinance's scope of application and procedural flow. A final sub-section '滋賀県環境影響評価審査会の開催について' (About the Shiga Prefecture Environmental Impact Assessment Review Committee) includes a link to the committee's page.

On the right side of the page, there is a sidebar with a '環境・自然' (Environment & Nature) category, a list of related topics like 'CO2 Net Zero' and 'Waste Management', and a 'バナー広告' (Banner Advertisements) section featuring various local business advertisements.

(滋賀県のウェブサイト2)

電子縦覧中の事業

1. 縦覧中の案件一覧

| 縦覧図書  | 縦覧期間                             | 事業者   | 電子縦覧しているウェブページのアドレス<br>(リンク先に外部ページを含む場合があります)                |
|---|----------------------------------|---|--|
| (仮称) 三十三間山風力発電事業 環境影響評価方法書                              | 令和5年9月14日(木曜日) から令和5年10月18日(水曜日) | (株) ジャパンウィンドエンジニアリング<br>(東京都港区赤坂二丁目9番3号 第1松浦ビル2階) | <a href="https://jwe.co.jp/">https://jwe.co.jp/</a> (外部サイト)  |
| 環境影響評価準備書についての意見に対する事業者の見解書(株式会社村田製作所(仮称) 守山新事業所拠点整備事業) | 令和5年8月18日(金曜日) から令和5年9月19日(火曜日)  | (株) 村田製作所(京都市長岡京市東伸足一丁目10番1号)                     | <a href="#">【縦覧図書】環境影響評価準備書についての意見に対する事業者の見解書(PDF:60 KB)</a> |

2. 説明会の開催

環境影響評価方法書および準備書については、法令に基づき縦覧期間内に説明会を開催する必要があります。

| 説明会の対象                        | 開催日時                 | 開催場所                               | 事業者   |
|-------------------------------|----------------------|------------------------------------|---|
| (仮称) 三十三間山風力発電事業 環境影響評価方法書説明会 | 令和5年9月23日(土曜日) 17時から | 今津東コミュニティセンター大ホール(高島市今津町中沼1丁目4番地1) | (株) ジャパンウィンドエンジニアリング<br>(東京都港区赤坂二丁目9番3号 第1松浦ビル2階) |

3. 公聴会の開催

滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第17条第1項の規定により、公聴会を開催します。

| 公聴会の対象                                     | 開催日時                  | 開催場所                       | 公述人の募集                      |
|--|-----------------------|----------------------------|-----------------------------|
| 株式会社村田製作所(仮称) 守山新事業所拠点整備事業 環境影響評価準備書または見解書 | 令和5年9月30日(土曜日) 午後3時から | 吉身会館・公民館大会議室(守山市吉身三丁目2番8号) | <a href="#">こちらをご覧ください。</a> |

過去に電子縦覧を行った事業

[過去に電子縦覧を行った事業 \(PDF:72 KB\)](#)

手続状況について



[環境影響評価手続の実施状況一覧\(令和5年6月30日現在\) \(PDF:101 KB\)](#)

公聴会の開催結果(令和4年度~)

[\(仮称\) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業 環境影響評価準備書に対する住民意見と事業者の見解\(令和4年11月\) \(PDF:4 MB\)](#)

[\(仮称\) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業 環境影響評価準備書に係る公聴会議事概要\(令和5年1月7日\) \(PDF:393 KB\)](#)

滋賀県知事意見(平成20年度~)

令和4年度

[\(仮称\) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業に係る環境影響評価準備書に対する滋賀県知事意見\(令和5年3月20日\) \(PDF:887 KB\)](#)

[株式会社村田製作所\(仮称\) 守山新事業所拠点整備事業に係る環境影響評価方法書に対する滋賀県知事意見\(令和5年1月24日\) \(PDF:88 KB\)](#)

[\(仮称\) 三十三間山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する滋賀県知事意見\(令和5年1月12日\) \(PDF:173 KB\)](#)

[\(仮称\) 鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価準備書に対する滋賀県知事意見\(令和4年12月27日\) \(PDF:123 KB\)](#)

[一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書に対する滋賀県知事意見\(令和4年10月26日\) \(PDF:83 KB\)](#)

## 「(仮称) 三十三間山風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧と事業者説明会のお知らせ

[いいね!](#) [シェアする](#) [ツイート](#)

更新日: 2023年09月14日

株式会社ジャパンウィンドエンジニアリングが、福井県三方上中郡若狭町及び滋賀県高島市の行政界周辺で調査をしている風力発電事業計画について、調査、予測及び評価の手法をまとめた「環境影響評価方法書」の縦覧及び事業者による住民説明会が行われます。

対象事業: (仮称) 三十三間山風力発電事業

事業者: 株式会社ジャパンウィンドエンジニアリング

<縦覧について>

場所: 若狭町役場環境安全課 (三方庁舎)

期間: 9月14日 (木曜日) ~10月18日 (水曜日)

※土・日・祝日を除く。開庁時間に準ずる。

※同期間内に、事業者のホームページ上で電子版の縦覧も実施します。

※意見の受付期間は、9月14日 (木曜日) ~11月2日 (木曜日)

<説明会の開催について>

日時: 9月22日 (金曜日) 19時00分~

場所: ショッピングセンターレピア 二階レインボーホール

問合せ先: 株式会社 ジャパンウィンドエンジニアリング (担当 北田)

電話 03-6441-3648

### 環境保全

[三方五湖](#) >

[不法投棄は重大な犯罪です](#) >

[野焼きは禁止されています。](#) >

[『ウォームビズ』に御協力をお願いします](#) >

[6月は『環境月間』です。](#) >

[ラムサール条約 ラムサール条約](#) >

「(仮称) 三十三間山風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧と事業者説明会のお知らせ

### 若狭町

#### 三方庁舎

〒919-1393

福井県三方上中郡若狭町中央第1号1番地

電話番号: 0770-45-1111(代表)

ファックス番号: 0770-45-1115

#### 上中庁舎

〒919-1592

福井県三方上中郡若狭町市場第20号18番地

電話番号: 0770-62-1111(代表)

ファックス番号: 0770-62-2710



# (当社のウェブサイト 1)

Just another Japan wind engineering site

## 株式会社ジャパンウィンドエンジニアリング

お気軽にお問い合わせください  
TEL 03-6441-3648

ホーム

会社概要

開発実績

開発中地点

### お知らせ

[HOME](#) > [お知らせ](#) > (仮称)三十三間山風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

#### (仮称)三十三間山風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

投稿日：2023年9月14日 | 最終更新日時：2023年9月13日

(仮称)三十三間山風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

2023年9月14日

株式会社ジャパンウィンドエンジニアリング

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称)三十三間山風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)を令和5年9月13日付で経済産業大臣に届け出るとともに、福井県知事、滋賀県知事、若狭町長、美浜町長、高島市長に送付しました。

方法書及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)について、下記の要領にて縦覧し、説明会を開催いたします。

#### 1. 方法書の縦覧

##### (1) 縦覧場所

福井県：福井県エネルギー環境部環境政策課

若狭町役場環境安全課(三方庁舎)

美浜町役場1階

滋賀県：滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室

滋賀県高島環境事務所

高島市役所環境政策課

高島市役所今津支所

高島市役所マキノ支所

高島市役所朽木支所

高島市役所安曇川支所

高島市役所高島支所

##### (2) 縦覧期間

令和5年9月14日(木)～令和5年10月18日(水)

##### (3) 縦覧時間

いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

#### 2. 方法書の電子縦覧

方法書及び要約書は令和5年10月18日(水)まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。

#### 【電子縦覧】

- 方法書

[表紙・目次](#)

#### 年別アーカイブ

[2023年](#)

[2022年](#)

[2021年](#)

[2020年](#)

[2019年](#)

[2017年](#)

## (当社のウェブサイト 2)

[第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[第2章 対象事業の目的及び内容](#)

[第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)

[第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果](#)

[第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)

[第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)

[第7章 その他環境省令で定める事項](#)

[第9章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[資料編](#)

[要約書](#)

3. 方法書への意見書の提出について

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

(1) 縦覧場所に備え付けてあります意見書箱にご投函(令和5年11月2日(木)まで)

(2) 当社宛に郵送

〒107-0052 東京都港区赤坂二丁目9番3号第一松浦ビル2F

株式会社ジャパンウィンドエンジニアリング 北田 宛

(令和5年11月2日(木)当日消印有効)

[意見書用紙](#)

4. 方法書の説明会について

説明会は以下の場所・日時で開催いたします。

(1) 美浜町生涯学習センターなびあすコミュニティールーム(福井県三方郡美浜町郷市29の3)

令和5年9月21日(木)19時00分から

(2) 若狭町ショッピングセンターレピア 二階レインボーホール(福井県三方上中郡若狭町鳥浜60の1)

令和5年9月22日(金)19時00分から

(3) 高島市今津東コミュニティセンター大ホール(滋賀県高島市今津町中沼1丁目4番地1)

令和5年9月23日(土)17時00分から

<お問い合わせ先>

〒107-0052 東京都港区赤坂二丁目9番3号第一松浦ビル2F

株式会社ジャパンウィンドエンジニアリング

電話 03(6441)3648 (担当)北田

---

← (原称)三十三間山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の縦覧について

---

株式会社ジャパンウィンドエンジニアリング

〒107-0052  
東京都港区赤坂二丁目9番3号 第一松浦ビル2F  
TEL:03-6441-3648 FAX:03-6441-3649

Copyright © 株式会社ジャパンウィンドエンジニアリング All Rights Reserved.

